

令和2年度 厚生労働省第二次補正予算案（参考資料）

第1. 検査体制の充実、感染拡大防止とワクチン・治療薬の開発

- (1) PCR等の検査体制のさらなる強化
 - 地域外来・検査センターの設置とPCR・抗原検査の実施
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 検査試薬・検査キットの確保・・・・・・・・・・・・ 3
 - 抗体検査による感染の実態把握・・・・・・・・・・・・ 5
 - 検疫における水際対策の着実な実施・・・・・・・・ 6
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る情報システムの整備
 - 感染拡大防止システムの拡充・運用等・・・・・・・・ 7
 - 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムの
拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) ワクチン・治療薬の開発と早期実用化等
 - ワクチン・治療薬の開発等・・・・・・・・・・・・ 10
 - ワクチンの早期実用化のための体制整備・・・・・・・・ 13

第2. ウイルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の抜本的拡充・・・ 17
- 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充・・・・・・・・ 27
- 医療用物資の確保・医療機関等への配布等・・・・・・・・ 29
- 薬局における薬剤交付支援事業・・・・・・・・・・・・ 30
- 介護・障害福祉分野における感染拡大防止等への支援・・・ 31
- 放課後等デイサービス事業所による代替的な支援の推進・・・ 33
- 就労系障害福祉サービスの活性化等福祉サービス提供体制
の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 医療的ケア児者への衛生用品等の優先配布・・・・・・・・ 37
- 看護師養成施設等における実習補完・・・・・・・・・・・・ 38
- その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第3. 雇用調整助成金の抜本的拡充をはじめとする生活支援

- (1) 雇用を守るための支援
 - 雇用調整助成金の抜本的拡充・・・・・・・・・・・・ 41
 - 就職支援の強化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 - 障害者就業・生活支援センターにおける就業支援の強化・・・ 44
 - 外国人労働者に係る相談支援体制等の強化・・・・・・・・ 45
 - 公共職業能力開発施設等におけるオンライン訓練推進のた
めの環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
 - 小学校等の臨時休業等に伴う特別休暇取得制度への支援・・・ 48
 - 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置によ
り休業する妊婦のための助成制度の創設・・・・・・・・ 51
 - 中小企業におけるテレワーク導入支援・・・・・・・・・・・・ 52
 - その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- (2) 生活の支援等
 - 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施・・・・・・・・ 54
 - 生活困窮者等への支援の強化・・・・・・・・・・・・ 55
 - 生活困窮者等の住まい対策の推進・・・・・・・・・・・・ 57
 - 自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援・・・ 59
 - 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給・・・・・・・・ 60
 - 感染防止に配慮した児童虐待、DV、ひとり親家庭等の相
談支援体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
 - 「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえた見守
り体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
 - 妊産婦等への支援の強化・・・・・・・・・・・・ 66
 - 生活衛生関係営業者への資金繰り支援の拡充等・・・・・・・・ 68

趣旨

- ・ 感染が拡大した地域においては、帰国者・接触者外来の業務が増加しており、PCR検査を必要とする患者に適切に検査を実施する体制を早急に整える必要がある。
- ・ また、PCR検査を行うに当たり、検体採取を行う人員、または検査機器を使用して検査を行う人員等の確保を行い、検査実施に必要な体制確保を行う必要がある。

事業内容

①地域外来・検査センターの運営への支援

4月15日付事務連絡にて、行政検査を集中的に実施する機関として地域外来・検査センターの業務委託について改めて示したところ。自治体において設置の進む地域外来・検査センターの業務委託に対して支援を行うことで、検査が必要な者に対する検査の確実な実施を図る。

②検査研修の支援

PCR検査の拡充のためには、検査に関する人員の増強が必要となるが、都道府県の実情に応じ、新たにPCR検査等を行う者に対して研修を行うことにより、PCR検査の精度を確保しつつ検査の拡充を行う。

■新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(2020年5月4日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

「軽症者を含む感染の疑いのあるものに対する検査拡充が喫緊の課題になってきたため、医師が必要と考える軽症者を含む疑い患者に対して迅速かつ確実に検査を実施できる体制に移行すべき。」

③ 地域外来・検査センターのさらなる設置

⑤ 検体採取者のトレーニング及び新たに検査を実施する機関におけるPCR等検査の品質管理

行政検査としての抗原検査等の実施

令和2年度第二次補正予算案 274億円

(趣旨)

行政検査については、これまで、PCR検査にて実施しているところあるが、抗原検査については5月13日に薬事承認されたことにより、行政検査として認められた。抗原検査を活用しつつ、PCR検査を着実に実施することで、感染拡大防止を図る。

(事業概要)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県等が新型コロナウイルス感染症の検査等を行う場合(行政検査)、必要な経費の2分の1を国が負担する。

- ・ 地方衛生研究所や、都道府県等から行政検査の委託等を受けた地域外来・検査センターにて、新型コロナウイルスへの感染の有無を確認するための検査を行う。
- ・ 保険適用された新型コロナウイルス検出検査について、都道府県等から医療機関に対して検査を委託しているもの取り扱い、検査費用の自己負担分を公費で負担する。

抗原検査の特徴

- i) 30分程度という短時間で感染の有無を簡単に判定できる
- ii) PCR等検査と比べて、特別な機器や試薬が不要で、検体の配送が不要
- iii) PCR等検査と比べてある一定以上のウイルス量が多くあれば検出可能



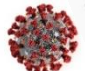

(イメージ)

<p>事業目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の診断のために使用する抗原迅速キットについては、5月13日に薬事承認され、保険適用されたところ。今後、PCR検査とともに、多くの使用が見込まれる。 一方で、仮に需要が減少した場合に生産が縮小し、新たな流行の波が発生した場合に供給の不足が生じないよう、検査体制の整備を行っておく必要がある。
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たな流行の波に備えるため、国内の流通状況に応じ、抗原検査キットやPCR検査試薬の買上げ等を行う。

COVID-19迅速診断検査薬（抗原検査キット）

<p>目的</p>	<p>緊急性の高い新型コロナウイルス感染症陽性者を早急に検知すること。</p>
<p>方法</p>	<p>患者の鼻腔から検体を採取し、カセットに検体を含む液を滴下し、<u>約30分後</u>に判定ラインの有無を確認することにより、陽性が陰性が判定。</p>
<p>結果</p>	<p>陽性の場合には確定診断とすることができる。陰性の場合には、確定診断のため、医師の判断においてPCR検査を行う必要がある。</p>

（原理）

新型コロナウイルス  抗体 

新型コロナウイルスに特異的な抗体を用い、抗原（新型コロナウイルスのタンパク質）を検出

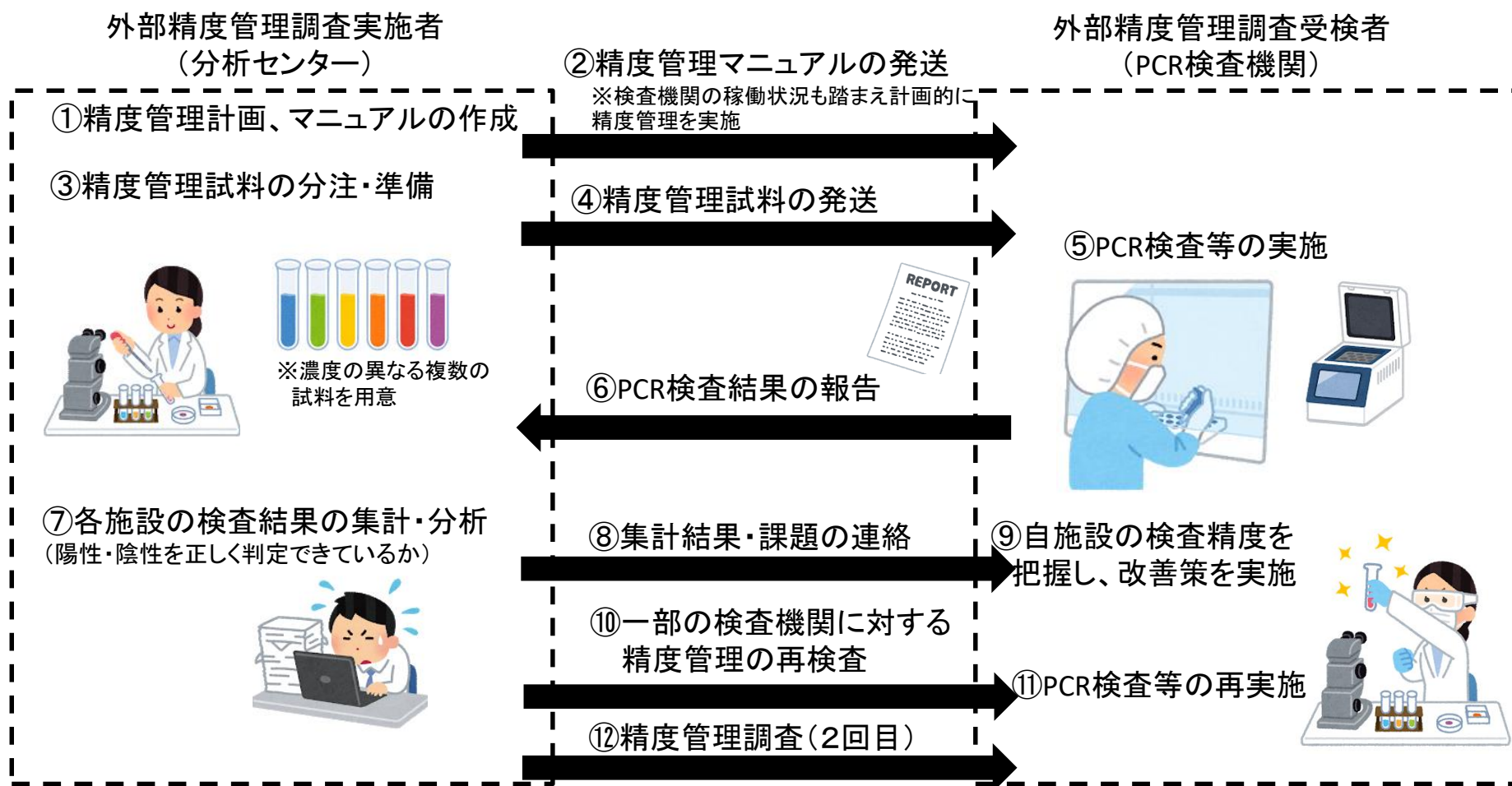
SARS-CoV-2抗原検出用キットの活用に関するガイドライン（5月13日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部）

新型コロナウイルス感染症のPCR検査等の外部精度管理調査事業

令和2年度第二次補正予算案:0.4億円

新型コロナウイルス感染症のPCR法又はLAMP法による検査については、検疫所、地方衛生研究所・保健所、民間検査機関、大学、医療機関等の複数の施設において行われているが、使用する機器・試薬や手技等によって検査結果が異なるのではないかなどの指摘がある。

新型コロナウイルス感染症のPCR検査等の精度を確保するため、統一的な試料を各施設に配布し、その検査結果を報告させるなどの外部精度管理調査を実施し、PCR検査等の精度の確保を図る。



① 施策の目的

わが国の社会全体が獲得している抗体保有状況に基づき、より有効な感染症対策を行うため、新型コロナウイルスの抗体保有状況等の疫学調査を実施する。

② 施策の概要

感染が流行している地域と必ずしもそうでない地域を含むいくつかの都道府県に在住の一般住民を対象に新型コロナウイルスの抗体保有状況等の調査事業をすみやかに実施する。

③ 施策のスキーム、実施要件等

複数の自治体の協力を得て厚生労働省が調査を実施する。

※具体的な調査の実施方法については調整中

④ 成果イメージ

新型コロナウイルスの抗体保有状況等の疫学調査結果の分析を通じた対策の立案を行う。

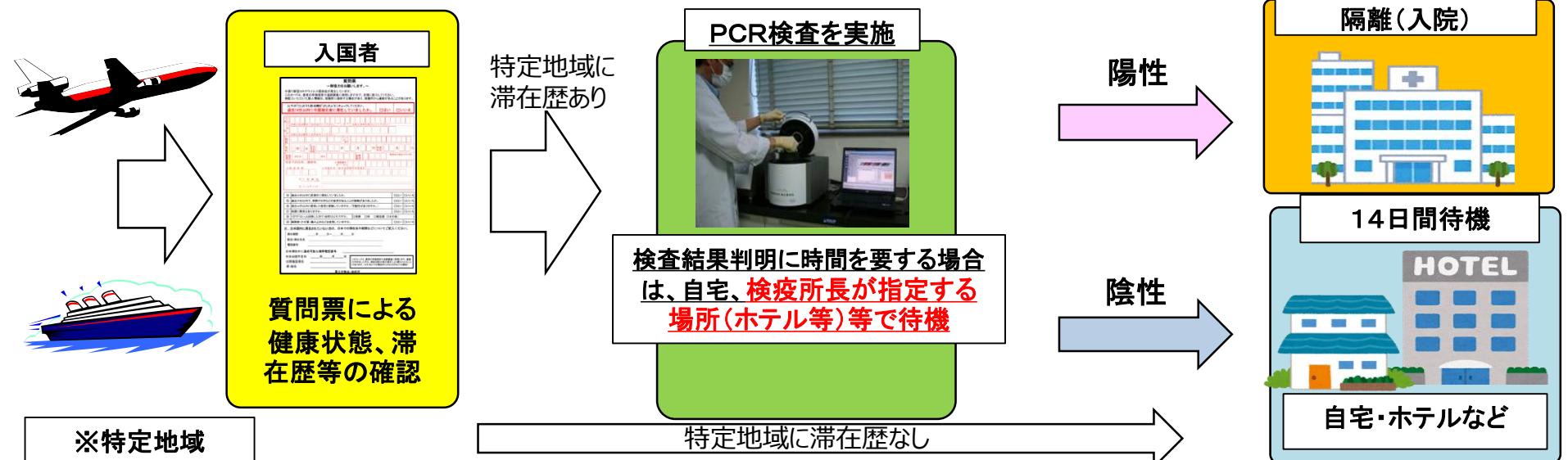
検疫における水際対策の着実な実施

① 施策の目的・概要

新型コロナウイルス感染症の流行地域の拡大に伴い、検疫による水際対策を着実に実施するため、PCR検査結果待機者の待機施設を確保する。

② 施策の具体的内容

- 日本へ入国する際に、過去14日以内に中国、韓国、イラン、イタリア、北米、東南アジア等の特定地域※に滞在歴がある方について
 - (1)日本人、一部の外国人※※ ⇒ PCR検査を実施のうえ、検疫所長が指定する場所で14日間待機し、国内で公共交通機関を使用しないことを要請 ※※日本人の配偶者など。
 - (2)外国人 ⇒ 入国を拒否。
 - (3)上記(1)・(2)以外の方 ⇒ 検疫所長が指定する場所で14日間待機し、国内で公共交通機関を使用しないことを要請



- ※特定地域
- アジア(中国(香港、マカオ含む)、台湾、韓国、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ)
 - ヨーロッパ(サンマリノ、アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、スイス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、アイルランド、アゼルバイジャン、スウェーデン、ポルトガル、ギリシャ、キルギス、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、英国、キプロス、クロアチア、コソボ、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、アルメニア、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア、タジキスタン、ウクライナ、ロシア)
 - 中東(アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イラン、イスラエル、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン)
 - アフリカ(カーボベルデ、ガーナ、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ジブチ、赤道ギニア、南アフリカ、モーリシャス、モロッコ)
 - 北米(米国、カナダ)
 - 中南米(アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、コロンビア、セントクリストファー・ネイビス、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、バルバドス、パナマ、バハマ、ホンジュラス、ブラジル、ペルー、ボリビア、メキシコ)
 - 大洋州(オーストラリア、ニュージーランド)

③ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

適切かつ確実な検疫を実施することにより、感染拡大防止に必要な体制を整備する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資するシステムとして、患者管理システムの機能拡充を図るとともに、保健所等におけるシステムの運用を支援する。

(1) 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)の機能拡充等 4.7億円

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)について、セキュリティ機能の強化や所要の改修等を行う。

(2) 自治体入力支援体制の確立 3.2億円

新型コロナウイルス感染者等の急増(クラスターの発生など)などにより保健所機能が低下した際、全庁的な支援でも対応が難しい場合や、全庁的支援が確立されるまでの間、国がHER-SYS入力業務を支援する体制を確立する。

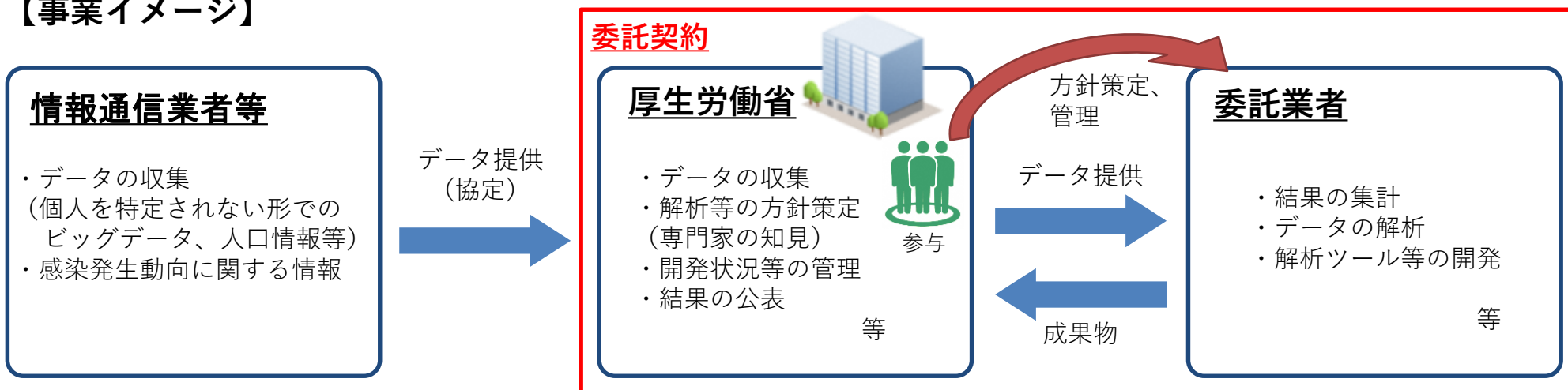
【事業の背景】

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月14日変更））において、都道府県別の感染動向を評価するにあたり倍加時間や感染経路不明な症例等の指標を利用するとともに、全般的な対処方針のなかで、「情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する」としている。
- 厚生労働省としては、基本対処方針を踏まえ、情報通信業者等から提供のあった個人を特定されない形でクラスター対策に資する情報のビッグデータ解析結果や感染発生動向に関する疫学的指標について見える化し国民にわかりやすく提供することにより、国民の接触機会の低減に向けた行動変容を促すとともに、都道府県が地域の感染状況に応じた適切なまん延防止策を講ずることのできる環境を整備する。

【事業内容】

- 本事業は、厚生労働省との協定等に基づき情報通信業者等から提供のあった、個人を特定されない形でクラスター対策に資する情報のビッグデータを解析し、各地域における接触率の低減や感染の拡大防止に資する情報等をリアルタイムかつ継続的にわかりやすく国民に公表する。
- また、感染発生動向に関する情報（感染者数、感染の発症日・確定日、感染経路等の情報も含む）及びそれらから計算される倍加時間や基本再生産係数といった疫学的指標について、地域毎に見える化して提供する。

【事業イメージ】

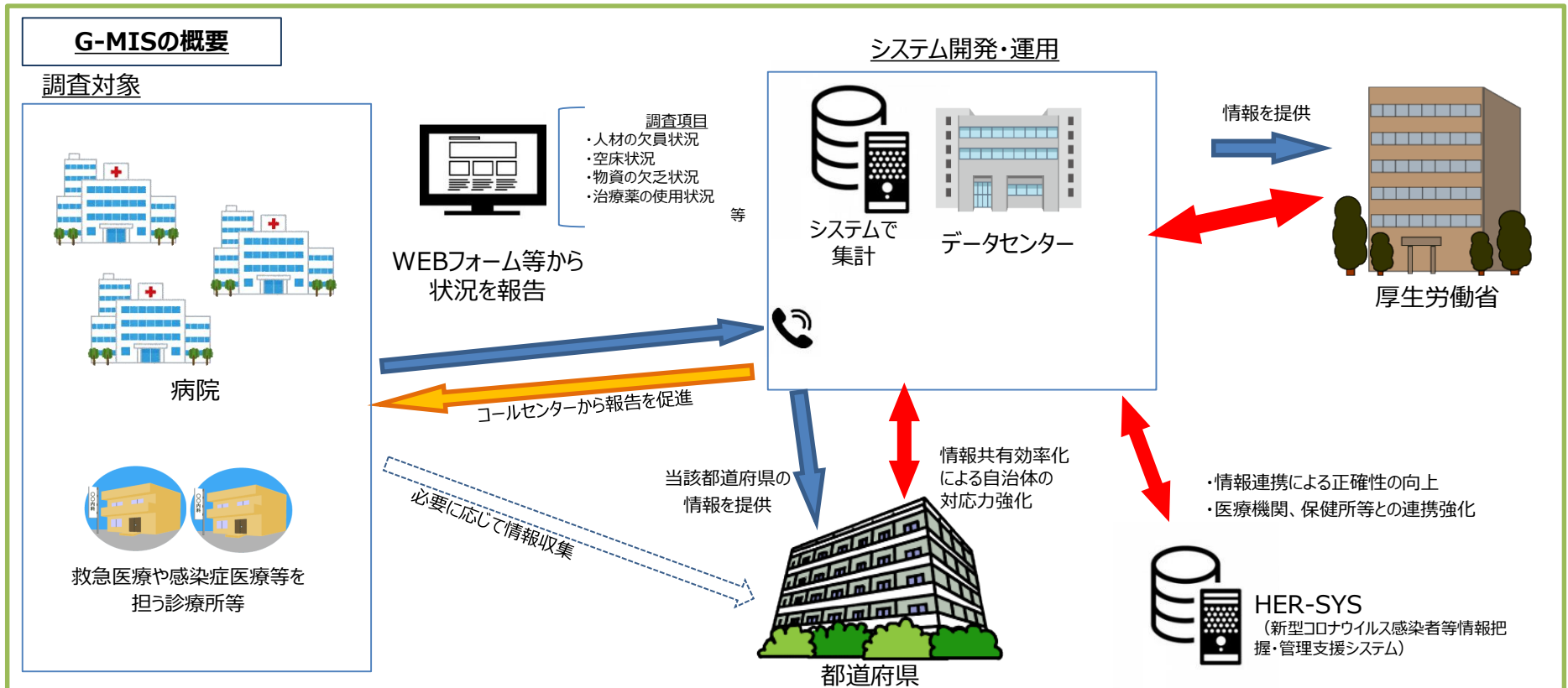


【事業目的】

- 全国の医療機関の医療体制関連情報を迅速に収集するシステムは、一次補正予算による開発・運用以降、レムデシビル投与対象患者数やマスク等の緊急配付要望の把握等、病院への支援につなげるため活用されている。
- さらに、調査対象の拡大、関係者間での収集した情報の共有、運用安定性を図るため、新型コロナウイルス感染症対策に係る情報通信基盤体制を構築する。

【事業概要】

- 国・都道府県・医療機関等が相互に情報共有し、迅速に医療現場や自治体等の課題を解決するための本格的な支援システムを構築するため、システム改修等を行う。



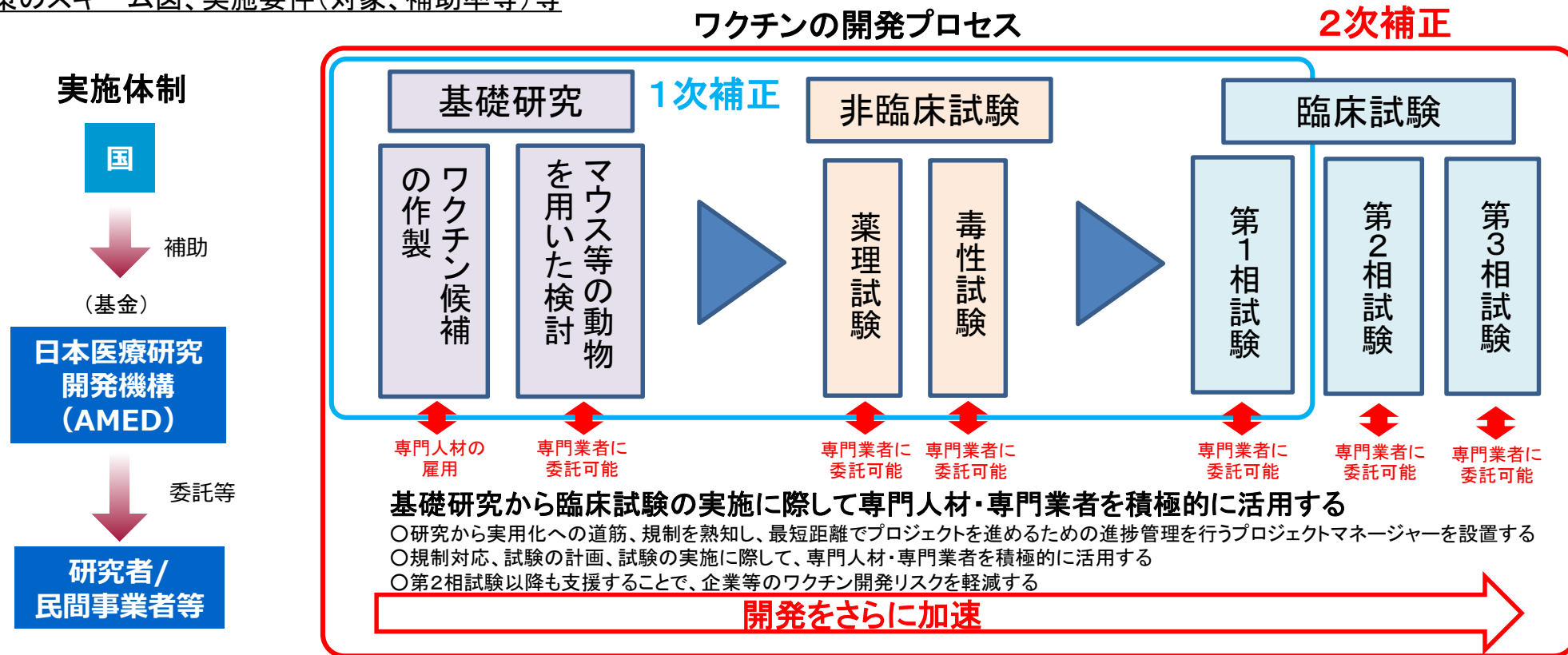
施策の目的

「新型コロナウイルス」のワクチン開発を実施し、国内における開発の加速・供給体制強化の要請に対応する。

施策の概要

国内の研究者等において開発が進んでいる「新型コロナウイルスワクチン」について、AMEDに対して開発資金を補助することにより、基礎研究から臨床試験の実施における専門人材・専門業者の積極的な活用等を支援し、さらに開発を加速する。

施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

「新型コロナウイルス」のワクチンを早期に開発し、国内における供給体制を整えることにより、感染拡大を防止すると同時に、国民の安心にも寄与する。

事業概要

新型コロナウイルス感染症に関して早急な研究成果の実用化が求められるため、既に研究開発が進められている研究シーズを重点的に支援する。

また製薬企業等による生産を視野に、早期に臨床試験に入るために必要な研究開発を強力に支援する。

事業内容

新規の感染阻害活性、増殖阻害活性、感染細胞に対する細胞障害活性等、既存治療薬とは異なる作用機序等に着目した新薬の候補について広く提案を受け、その中で、特に効果を期待できる薬剤の開発を推進する。

実施体制



事業の成果

早期に実用化が期待される新規治療薬について、開発研究を推進する。

新型コロナウイルス感染症の流行は未だ予断を許す状況にはなく、令和2年度一次補正予算成立以降においても指摘された課題は多数あり、これらの解決に向けた研究に迅速に取り組む必要がある。

具体的には、新たな研究動向や科学的知見等を踏まえた診断・治療法の開発や病態解明を行う必要がある。また、今後においても、状況の変化により発生する社会的要請の強い諸課題を迅速に解決するために、厚生労働科学研究費を確保することにより再流行の防止を図る必要がある。

① 診断・治療法の開発

- ・検査の現状等を踏まえた、効率的に診断が可能となる方法の開発
- ・新たな病態(合併症、免疫不全等)に対する治療法の開発

② 臨床的病態解明及び基礎的病態等の解明

- ・重篤な肺炎、多臓器不全等の病態解明及び免疫応答の解明によるワクチン開発等への知見
- ・ウイルス学的性状の解明
- ・再陽性症例の出現による免疫等の知見の収集

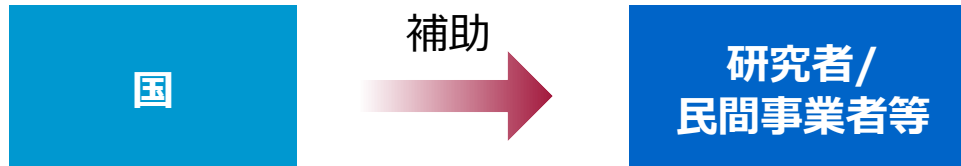
③ 疫学情報の精査等

- ・疫学データの解析によるリスク情報の発信・集団免疫に関する知見の構築
- ・ビッグデータ活用による流行モニタリングの解析及び集計ツールの開発
- ・流行状況把握のための前向きコホート研究

④ 感染防御体制の在り方の検討

- ・リスクミ・ロジスティクス支援等に向けたAI等開発
- ・感染制御のための病院・都市等の設計に関するプラットフォームの確立
- ・効率的な検査等の支援体制の構築に向けたトータルシステムの考案と実証
- ・新型コロナウイルス対策としての家庭用除菌剤等の実態及び安全性等に関する調査

実施体制



ワクチンの早期実用化のための体制整備

令和2年度第二次補正予算案
計1,455億円

バイオ医薬品の生産技術を応用した新型コロナウイルス等の感染症に対応するワクチンの生産体制を整備し、その感染症の流行阻止に必要なワクチンを可能な限り迅速に製造し、日本国民のために確保するとともに、接種に必要な資材の確保、速やかな接種を可能とする体制を構築し、国民の保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

(1) ワクチン生産体制等緊急整備基金 1,377億円

ワクチンの生産体制を整備し、新型コロナウイルス等の感染症の予期せぬ発生・流行時に必要なワクチンをより迅速に製造できる体制を確保する。

(2) ワクチン接種体制確保事業 50億円

ワクチンの大規模な接種を実現するため、接種に必要なシリンジ(注射器)・注射針を確保し、接種実施までの間、適切に保管する。

(3) ワクチン接種円滑化標準システム開発運用事業 28億円

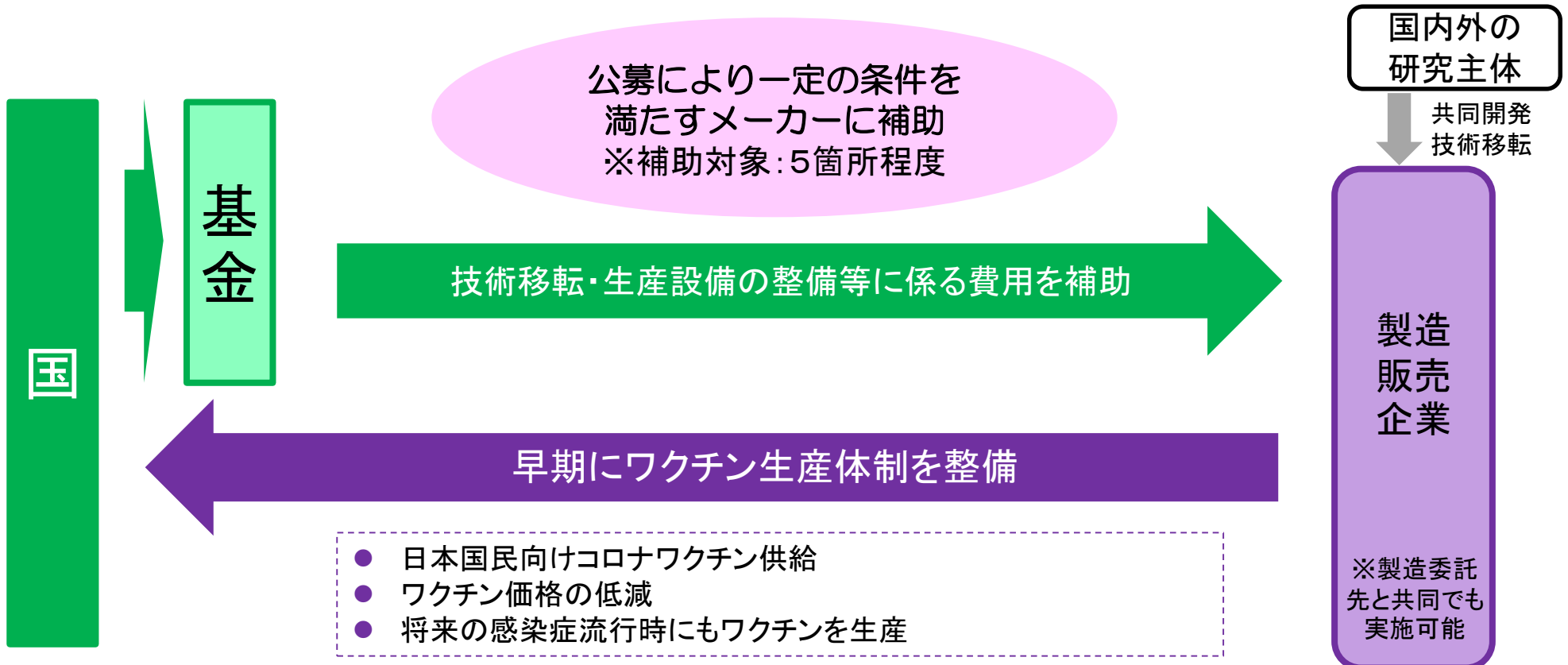
ワクチン生産後、ワクチンの供給量に応じた効率的なワクチン等の分配、ワクチン接種を実施する医療機関等の調整など円滑に接種できる体制を構築し、速やかに多くの方への接種を実現するため、標準システムの開発運用を行う。

ワクチン生産体制等緊急整備基金

令和2年度第二次補正予算案:1,377億円

- 各国でワクチンシーズの開発が進むが、生産体制は世界的に不足
→全国民分に相当する数量のワクチンを供給するためには、国内で生産体制を整備する必要がある

- ワクチン開発と並行して生産体制整備を図り、早期に日本国民向けの新型コロナワクチンを確保
- 将来の感染症危機に即応できるワクチン生産体制を整備



ワクチン接種体制確保事業(シリンジ・注射針の確保)

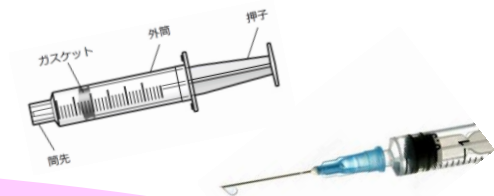
令和2年度第二次補正予算案:50億円

背景

- (1) 新型コロナワクチンが開発された後、速やかに多くの方への接種を実現するためには、ワクチン接種に必要なシリンジ・注射針の確保が必要。
- (2) 現時点で余剰分のシリンジ・注射針はほとんど無く、ワクチン接種を希望する国民に接種機会を提供するためには、大規模な増産を行う必要がある。

課題

数千万～1億数千万本程度のシリンジ・注射針を速やかに確保するためには、メーカーの協力を得て、大規模な増産を実現させる必要がある。



シリンジ・注射針の買上並びに保管に要する費用を国で支弁するとともに、メーカーに対して増産の協力依頼を行うことにより、ワクチン接種に必要なシリンジ・注射針の速やかな確保を図る。

ワクチン接種円滑化標準システム開発運用事業

令和2年度第二次補正予算案: 28億円

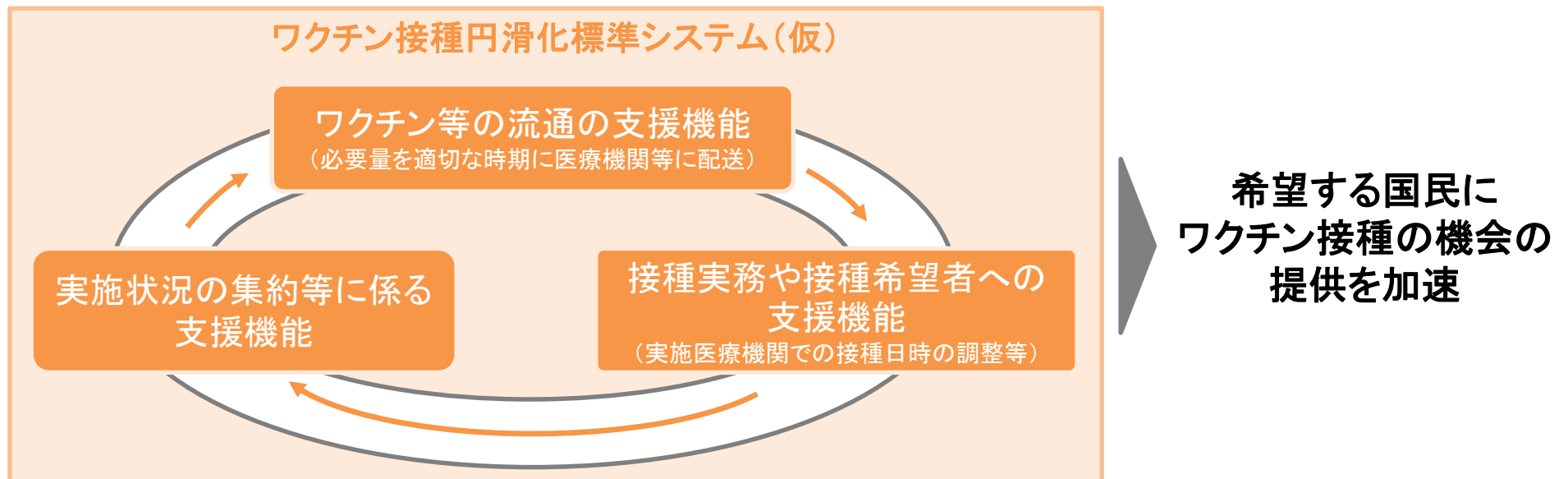
背景

新型コロナワクチンが開発された後、速やかに多くの方への接種を実現するためには、ワクチン供給量に応じた効率的なワクチン等の分配、ワクチン接種を実施する医療機関等の調整、国民への周知等により円滑に接種できる体制の構築が必要。

課題

- (1) 特にワクチン供給開始当初は供給量が限られることから、その時々々のワクチン供給量に応じた接種実施医療機関等への円滑な流通と接種日時の調整を行う必要がある。
- (2) 平時を大きく上回る規模の予防接種を実施するためには、接種体制の構築を予め進め、関係者の実務を支援することが必要。

関係者の実務を支援するための新規システムを構築



- 新型コロナウイルス感染症の事態長期化・次なる流行の波に対応するため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を抜本的に拡充し、新型コロナ対応を行う医療機関に対する支援と併せて、その他の医療機関に対する支援を実施することにより、都道府県における医療提供体制の更なる整備や感染拡大防止等を推進する。

【実施主体】 都道府県（市区町村事業は間接補助） 【補助率】 国10/10

※ 補正予算成立後、本年4月に溯って適用

新規事業の追加 11,788億円

- ・ 重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）の病床の確保
- ・ 重点医療機関等における超音波画像診断装置、血液浄化装置、気管支ファイバー等の設備整備
- ・ 患者と接する医療従事者等への慰労金の支給
- ・ 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策
- ・ 医療機関・薬局等における感染拡大防止等のための支援

既存事業の増額 3,000億円 ※このほか、一次補正の都道府県負担分(1,490億円)を二次補正において国費で措置

- ・ 入院患者を受け入れる病床の確保、医療従事者の宿泊施設確保、消毒等の支援
- ・ 入院医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺（ECMO）、個人防護具、簡易陰圧装置、簡易病室等の設備整備
- ・ 軽症者の療養体制の確保、自宅療養者の情報通信によるフォローアップ
- ・ 帰国者・接触者外来等におけるHEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、簡易診療室等の設備整備
- ・ 重症患者に対応できる医師、看護師等の入院医療機関への派遣
- ・ DMAT・DPAT等の医療チームの派遣
- ・ 医師等が感染した場合の代替医師等の確保
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応に伴う救急医療等地域医療体制の継続支援、休業等となった医療機関等の再開等支援
- ・ 外国人が医療機関を適切に受診できる環境の整備
- ・ 帰国者・接触者相談センターなど都道府県等における相談窓口の設置
- ・ 患者搬送コーディネーター配置、広域患者搬送体制、ドクターヘリ等による搬送体制の整備
- ・ 都道府県における感染症対策に係る専門家の派遣体制の整備
- ・ 地方衛生研究所等におけるPCR検査機器等の整備

新型コロナウイルス感染症の重点医療機関の体制整備

事業目的

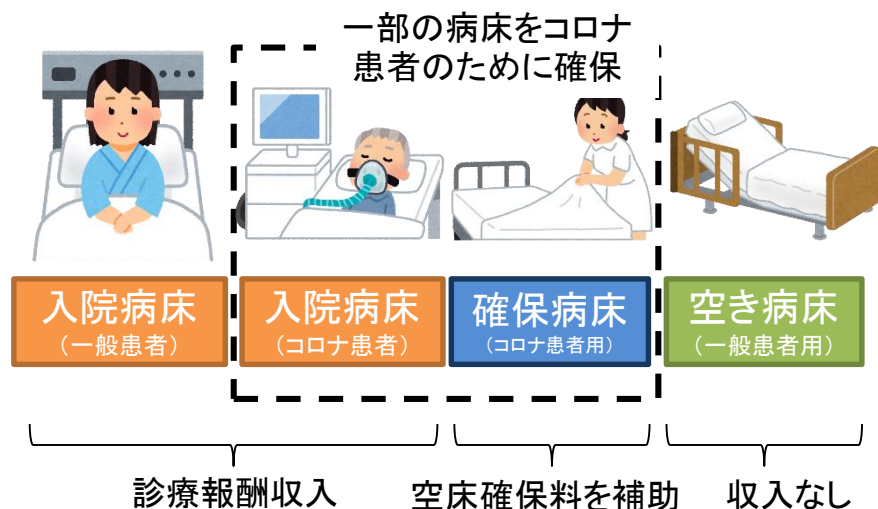
重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）において、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ体制を確保するため、空床確保料を補助することにより、適切な医療提供体制を整備する。

事業内容

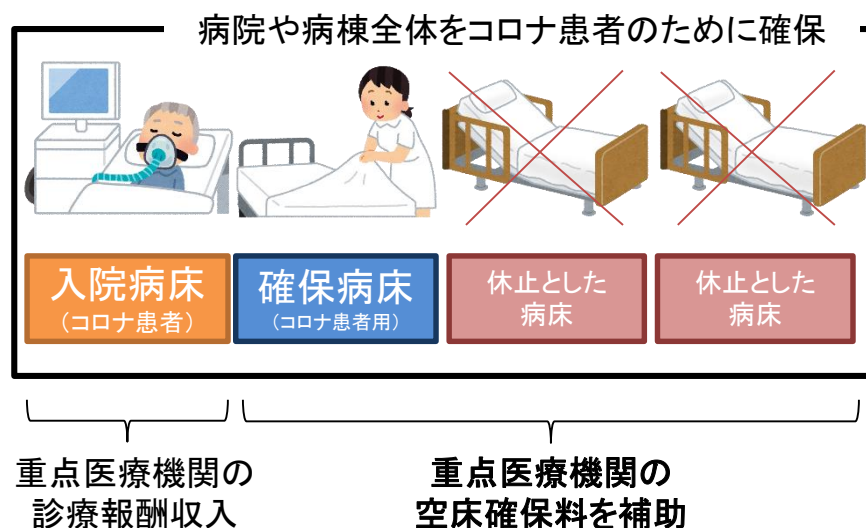
新型コロナウイルス感染症患者対応のため、重点医療機関として病床を整備した医療機関に対し、患者の迅速な受入体制確保の観点から、患者を受け入れていない病床に対する空床確保料として、相当額を補助する。

※ICUの空床確保の例：97千円（一般の医療機関）→301千円（重点医療機関）

（一般の医療機関）



（重点医療機関）



新型コロナウイルス感染症の重点医療機関等 における設備整備の支援

事業目的

- 重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）等において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備する。

事業内容

- 重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）等が行う高度医療向け設備の整備を支援する。

整備対象設備

- 超音波画像診断装置
- 血液浄化装置
- 気管支ファイバー
- 撮影装置
- 生体情報モニター 等

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

事業目的

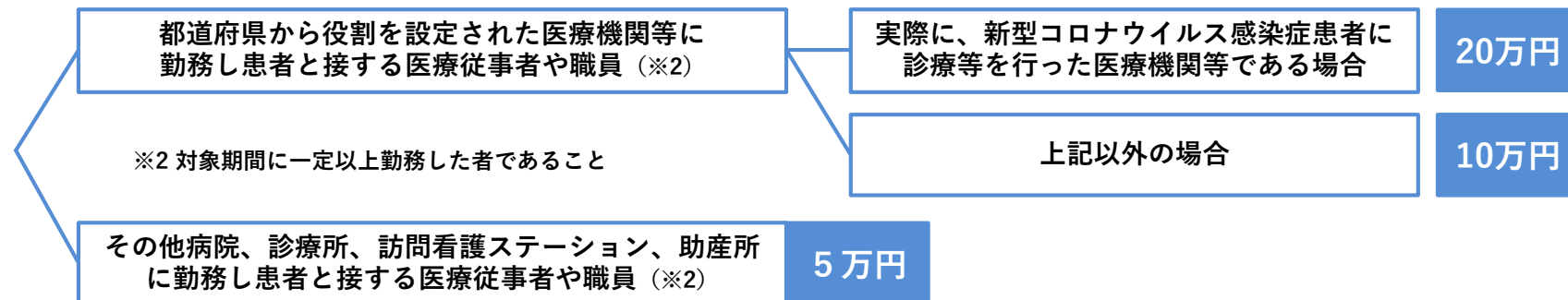
- 医療機関の医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、
- ① 感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴いながら、
 - ② 継続して診療等を行っていただき、
 - ③ 医療機関でのクラスターの発生状況も踏まえ、
- 相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

事業内容

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等（※1）に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する（その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として5万円を給付する。）

※1 重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センター等

（給付額）



* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

新型コロナ疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策

事業目的

- 発熱や咳等の症状を有する新型コロナ疑い患者について救急医療機関への収容に時間を要する事例がある。
- 救急・周産期・小児医療機関において、新型コロナ疑い患者が受診した場合に、外来診療や必要に応じて入院診療を行うことができるよう、新型コロナ疑い患者の受入れのための院内感染防止対策を支援する。

事業内容

〔対象医療機関〕

新型コロナ疑い患者の診療を行う救急・周産期・小児医療機関

- ※ 救命救急センター、二次救急医療機関、周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等
- ※ 新型コロナ疑い患者の診療を行う医療機関として都道府県において調整・登録

① 設備整備等の補助

簡易陰圧装置、簡易ベッド、簡易診察室、HEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、消毒経費等

② 支援金の支給

今後、新型コロナの感染拡大と収束が反復する中で、救急・周産期・小児医療の提供を継続するため、院内感染防止対策を講じながら、一定の診療体制を確保することに必要な費用を補助するための支援金を支給する。また、新型コロナ患者の入院受入れ医療機関に対する加算を行う。

（支援金の額）

- ・以下の額を上限として実費を補助

99床以下 2000万円

100床以上 3000万円

100床ごとに 1000万円を追加

- ・新型コロナ患者の入院受入れ医療機関に対する上記の額への加算 1000万円

（対象経費）

- ・感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用

事業目的

- 今後、新型コロナウイルスの感染拡大と収束が反復する中で、医療機関・薬局等においては、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められる。
- 医療機関・薬局等において、院内での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行う。

事業内容

新型コロナウイルス疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など院内での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局等について、感染拡大防止対策等に要する費用の補助を行う。

(医科医療機関の取組の例)

- ア 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う
- イ 待合室の混雑を生じさせないよう、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知・協力を求める
- ウ 発熱等の症状を有する新型コロナウイルス疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う
- エ 電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する
- オ 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う

(補助額)

- ・ 以下の額を上限として実費を補助
 - 病院 200万円 + 5万円×病床数
 - 有床診療所（医科・歯科） 200万円
 - 無床診療所（医科・歯科） 100万円
 - 薬局、訪問看護ステーション、助産所 70万円

※ 救急・周産期・小児医療機関に対する支援金と重複して補助は受けられない。

(対象経費)

- ・ 感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)

- 介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠。今後は、感染による重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスが必要となる介護サービスの特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要。
- そこで、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを再開し、継続的に提供するための支援を導入。
- また、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給する。

事業内容

1 感染症対策の徹底支援

- 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供を支援【事業者支援】
(感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等の感染症対策実施のためのかかり増し費用)
- 今後に備えた都道府県における消毒液・一般用マスク等の備蓄や緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要な費用【都道府県支援】

2 介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給

- 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金(20万円)を支給
- 上記以外の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金(5万円)を支給

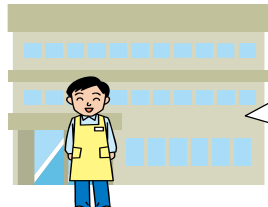
3 サービス再開に向けた支援

- ケアマネジャーや介護サービス事業所によるサービス利用休止中の利用者への利用再開支援(アセスメント、ニーズ調査、調整等)等

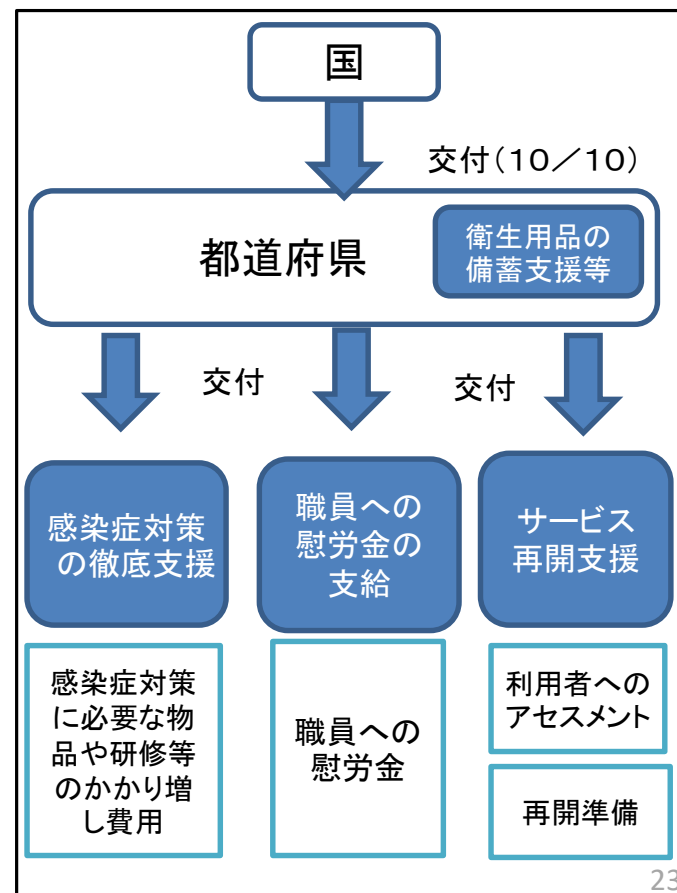
4. 都道府県の事務費

補助額等

実施主体: 都道府県
補助率: 国 10/10



事業の流れ



新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害福祉サービス等分）

令和2年度第二次補正予算案：1,508億円

- 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等を支える上で必要不可欠であることから、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供する体制を構築するための支援を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症が発生した施設・事業所においてサービス継続のために業務に従事した職員等に対して慰労金を支給する。

障害福祉サービス施設・事業所等

サービス再開支援

- 相談支援事業所や基幹相談支援センター等の相談支援専門員や障害福祉サービス事業所等が、サービスの利用を控えている方への利用再開支援のため、アセスメントやニーズ調査・調整を実施。

感染症対策の徹底支援

- 障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策の徹底のため、
 - ・感染症対策のための各種物品の購入
 - ・外部専門家等による研修の実施
 - ・感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に活用可能な多機能型簡易居室の設置等、必要となるかかり増し費用を助成。

職員への慰労金支給

- 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対し慰労金（20万円）を支給。
- 上記以外の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対し慰労金（5万円）を支給。

交付

都道府県

- 都道府県における、今後に備えた消毒液・マスク等、必要な物資の備蓄を支援。
- 緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保
- 感染対策相談窓口の設置

交付(10/10)

国

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)

目的

児童福祉施設等は、適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められているが、職員は感染予防のための標準予防策を必ずしも習得しておらず、感染対策に関する不安や疑問等を抱えて業務にあたっており、精神的にも多大な負荷を負っている。

本事業では、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童福祉施設等における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、各種支援を行う。

事業内容

(1) 医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等の支援

【補助基準額】 都道府県：22,396千円、市区町村：16,797千円

【実施者】 都道府県、市区町村、市区町村等が認めた者

【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、児童養護施設等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業



(2) マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品に対する支援

【補助基準額】 (3)と合わせて1施設等当たり：500千円

【実施者】 都道府県、市区町村、市区町村等が認めた者

【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、児童養護施設等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業



(3) 職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）

【補助基準額】 (2)と合わせて1施設等当たり：500千円

【実施者】 都道府県、市区町村及び市区町村等が認めた者

【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業
※児童養護施設等については、既定予算を活用して実施



(4) 濃厚接触者等の子どもの対応について、医療機関への一時保護委託の連絡調整等を行うほか、一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関（保健所・医療機関等）との連携を図るために看護師等の配置・派遣等を支援

【補助基準額】 1自治体当たり：13,308千円

【実施者】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

【対象施設等】 児童養護施設等



※放課後児童健全育成事業等：放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

※保育所等：保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

※児童養護施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護委託施設含む）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）

※子どもの生活・学習支援事業等：子どもの生活・学習支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター

【実施主体】 都道府県 【補助割合】 10/10

児童養護施設等における子ども用マスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援

児童養護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県や市町村が児童養護施設等へ配布する子ども用マスクの卸・販社からの一括購入等、児童養護施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、個室化に要する改修に必要な経費等を補助する。

支援の内容

① 都道府県等の子ども用マスク等購入費

感染経路の遮断のため、必要なマスク、消毒液等の需給が逼迫し、児童養護施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県等が児童養護施設等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等に必要な費用について補助

② 児童養護施設等の消毒経費

感染が疑われる者が発生した場合に、施設内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助

③ 地方自治体の広報・啓発経費

施設で活動する子ども等に必要な情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助（例：子ども向けのポスター・パンフレット）

④ 児童養護施設等における個室化に要する改修費等

事業継続が必要な児童養護施設等において、感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等について補助

※改修規模が大ききものは次世代育成支援対策施設整備交付金により支援（補助率：定額（国1/2相当）、補助基準額：上限なし）

⑤ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費

新規メニューを追加

事業継続が必要な児童養護施設等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助

補助単価等

対象施設	補助率	補助基準額	実施主体
児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童相談所一時保護所 等	国10/10	1カ所当たり 最大800万円	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市区町村

医療・福祉事業に対する無利子・無担保等の危機対応融資の拡充

令和2年度 第二次補正予算案: 1兆3,200億円(財政融資資金)/328億円(政府出資金)/2.2億円(運営費交付金)

実施主体

独立行政法人 福祉医療機構

事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、(独)福祉医療機構による無利子・無担保等の優遇融資を行うために必要な財政融資資金を積み増すとともに、無利子・無担保枠の拡充などの支援策を強化する。

拡充内容

- 医療機関等における融資の利用が進んでいるため、**貸付原資を1兆3,200億円積み増す(3,844億円⇒1兆7,044億円)**とともに、(独)福祉医療機構に対して**328億円の政府出資(41億円⇒369億円)**を行い、財政基盤を強化する。あわせて、審査体制の拡充を行う。
- 無利子・無担保での融資枠を拡大するとともに、医療貸付における貸付限度額の引き上げを行う。

優遇融資

福祉貸付	優遇融資	(参考)通常融資	医療貸付	優遇融資	(参考)通常融資
融資率	100%	70~80%	融資率	100%	70~80%
限度額	なし	なし	限度額	病院7.2億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4千万円又は「当該医療機関等の前年同月からの減収の12か月分」の高い方	老健1千万円、診療所300万円
無担保	6,000万円 新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設(地域密着型を除く) 1億円	—	無担保	①コロナ対応を行う医療機関:「病院3億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の6か月分」の高い方 ②政策医療を担う医療機関:「病院3億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の3か月分」の高い方 ③ ①・②以外の施設: 病院3億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円	—
貸付利率	当初5年間 6,000万円まで: 無利子 6,000万円超の部分は0.200% ≪6年目以降≫0.200% 新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設(地域密着型を除く) 当初5年間 1億円まで: 無利子 1億円超の部分は0.200% ≪6年目以降≫0.200%	0.801%	貸付利率	当初5年間 ①~③まで: 無利子/①~③超の部分は0.200% ①コロナ対応を行う医療機関:「病院1億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の2か月分」の高い方 ②政策医療を担う医療機関:「病院1億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の1か月分」の高い方 ③ ①・②以外の施設: 病院1億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円 ≪6年目以降≫0.200%	0.801%
償還期間	15年以内	1年以上3年以内	償還期間	15年以内	1年以上3年以内
据置期間	5年以内	6ヶ月以内	据置期間	5年以内	6ヶ月以内

医療機関等の資金繰り対策としての診療報酬等の概算前払い

令和2年度第二次補正予算案:35億円(利子等)

- 福祉医療機構等の融資が実施されるまでの間の対策として、本来7月に支払われる5月診療分の診療報酬等の一部を6月に受け取ることを希望する医療機関等(薬局・訪問看護ステーションを含む)に対して、概算前払いを実施する。
 - 概算前払い額は、令和2年4月診療分(6月支払分)の額と令和元年12月～令和2年2月診療分の3か月平均額との差額に8分の10を乗じた額とする。
 - 7月の診療報酬等の支払時には、6月に前払いした分を減額する(減額できない場合は医療機関等から審査支払機関に一括納付)。ただし、融資の遅れなどにより7月の診療報酬等の減額が困難な医療機関等に対しては、猶予の相談に応じる。
- ※ 申請受付開始:5月27日(水)、申請締切:6月5日(金)(必着)、前払い分の支払い:6月22日(月)

支払額の例

【前提条件】

令和元年12月～令和2年2月診療分の3か月平均診療報酬支払額:20億円

令和2年4月診療分の診療報酬支払額:16億円、令和2年5月診療分の診療報酬支払額:16億円

【本スキームによる支払額】

● 6月支払分

5億円

$$16\text{億円} + \left[(20\text{億円} - 16\text{億円}) \times \frac{10}{8} (\text{※}) \right] = 21\text{億円}$$

〔4月診療分の診療報酬支払額〕

〔3ヶ月平均の診療報酬支払額〕

〔4月診療分の診療報酬支払額〕

(※) 資金繰り対策を手厚くする観点

● 7月支払分

$$16\text{億円} - 5\text{億円} = 11\text{億円}$$

医療機関等への医療用マスク等の優先配布事業

令和2年度第二次補正予算案 4,379億円

施策の目的

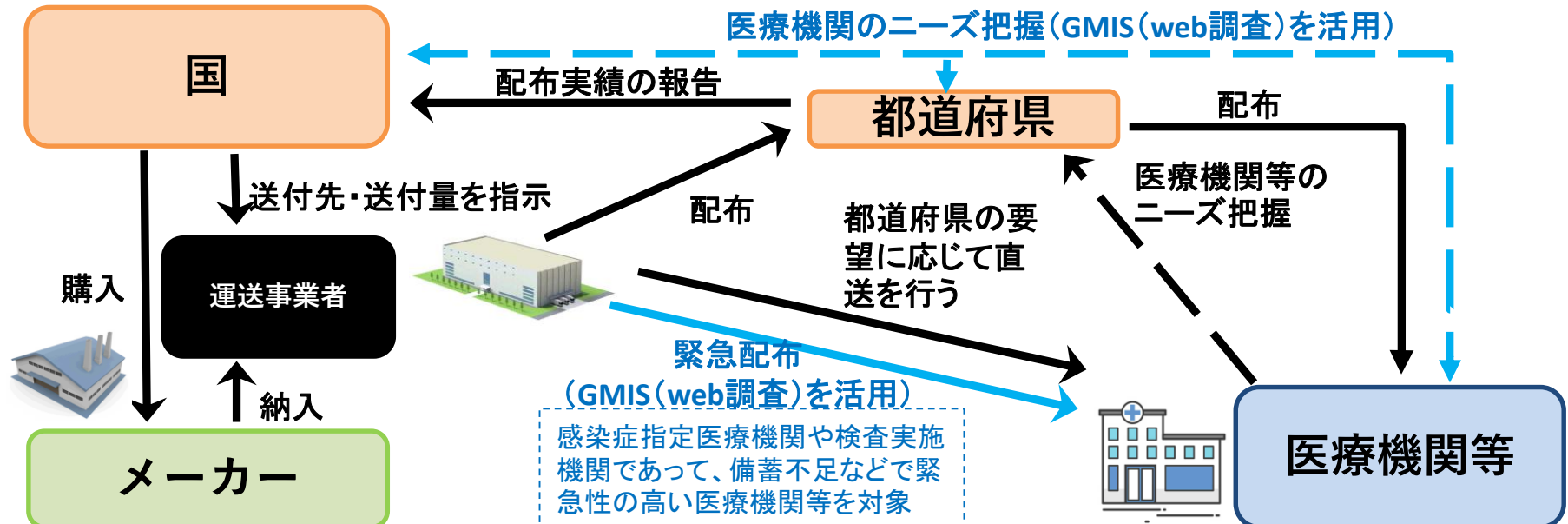
新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大を受けて個人防護具等の世界的な需要が増大する中で、医療提供体制を確保するとともに医療従事者等の感染を防ぐため、国において医療用マスク、ガウン、フェイスシールド及び手袋といった個人防護具(PPE)や検体採取キット等の物資を確保し、必要な医療機関等への優先配布を行う。

※ 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策予備費において、別途、1,680億円を措置

施策の概要

- ・ 引き続き国において医療用マスク、ガウン、フェイスシールド及び手袋といった個人防護具(PPE)や検体採取キット等の物資を確保し、必要な医療機関等への優先配布を行う。
 - ・ 配布にあたっては、地域の医療ニーズを把握する都道府県へのプッシュ型支援のほか、GMIS(WEB)調査を活用した、特に緊急性の高い医療機関等には国から直接配布を行う。
 - ・ 都道府県から医療機関等に配布する際には管下市町村からの状況聴取や都道府県医師会等の職能団体との必要な協議を行う。
- ※ 今後、感染の状況や物資の充足状況等により、医療機関等への配布の必要性が低くなった物資については、必要に応じて備蓄を行う。

【事業スキーム】



- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため「新型コロナウイルス感染症拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）等により、薬局において、電話や情報通信機器による服薬指導等が行われている。
- この際、薬剤の適正使用確保のため、調剤する薬剤の性質や患者の状態等を踏まえ、必要に応じて薬剤の到着後に再度服薬指導等を行うこと、交付後の服用期間中に服薬状況の把握や副作用の確認を行うこと、必要に応じて処方した医師へのフィードバックを行うこと等を示している。
- このような患者のフォローアップは、かかりつけ薬剤師・薬局として行うべき業務であり、本事務連絡における時限的・特例的な対応の期間中のみならず、今後、薬剤師が対人業務を充実させ、患者に寄り添った対応をする上では重要な取組となる。
- 現在、第一次補正予算（4.6億円）により、薬局において患者宅等に薬剤を配送する場合の配送料や薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届ける場合の事務費（交通費や人件費）等を支援しているが、上記のような薬剤師の取組を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、患者のフォローアップを実施する薬剤師が行う本事務連絡の対応に関して、配送料等の支援を引き続き講じる。

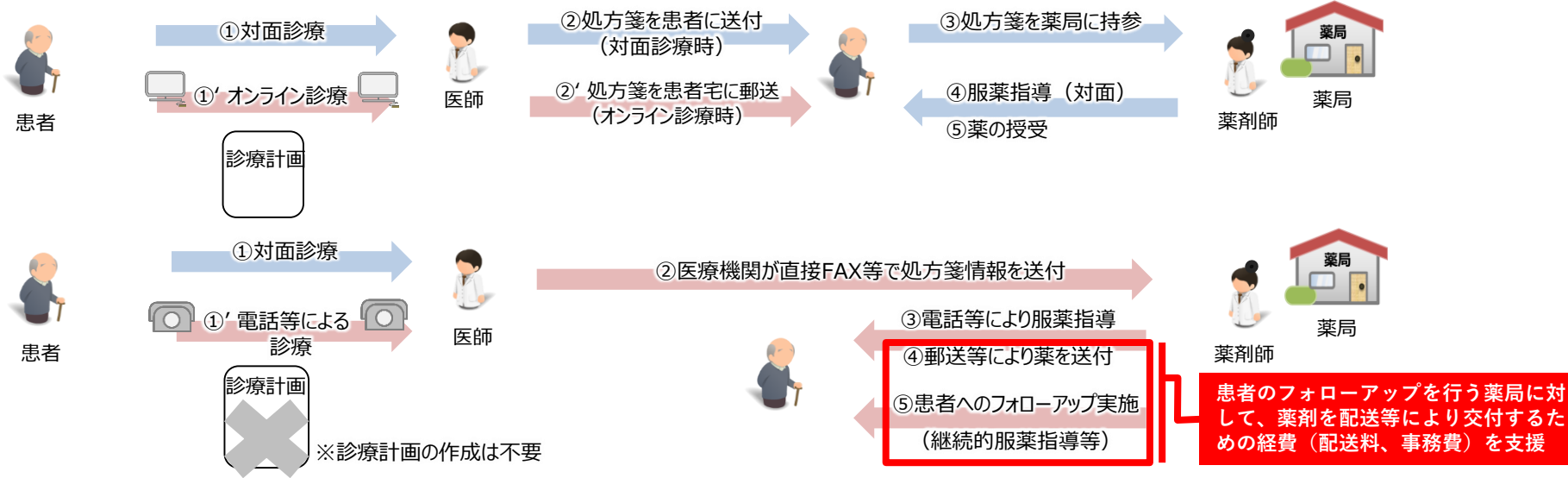
慢性疾患を有する患者等に対する対面によらない診療・処方

※オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成30年3月策定）・令和2年度診療報酬改定

→ : 電話・オンライン等
→ : 対面

平時

4月10日事務連絡



※調剤した薬剤は、患者と相談の上、当該薬剤の品質の保持や、確実な授与等がなされる方法で患者へ渡す必要がある

介護分野における効果的な感染防止等の取組支援事業

① 目的

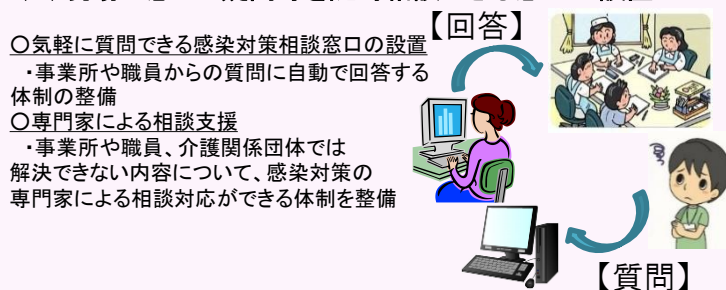
介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス蔓延下、緊急事態宣言下であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められる。また特に介護職員は、基礎教育過程において感染予防のための標準予防策を必ずしも学習しておらず、感染対策に関する不安や疑問を抱えて業務にあたっており、その他の職員も含め、精神的にも多大な負荷を負っている。本事業では、介護現場における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、事業者や介護従事者への各種支援を行う。

② 事業内容

- (1) 介護事業所の感染防止対策のための相談・支援事業（民間事業者に対する補助金10/10）
- (2) 介護施設及び介護事業所における感染症対策力向上事業（民間事業者に対する委託費）
- (3) 介護サービスの類型に応じた業務継続計画（BCP）作成支援事業（民間事業者に対する委託費）
- (4) 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイドの作成・こころの相談事業（相談事業：民間事業者に対する補助金10/10、それ以外：民間事業者に対する委託費）

③ 事業イメージ

(1) 現場で感じた疑問等を随時相談できる窓口の設置



(3) 事業継続計画（BCP）の策定支援

- 【BCP遂行】
- ガイドラインの作成
 - ・有識者によるサービス類型（入所系、訪問系、通所系）に応じたガイドラインの作成
 - 指導者養成研修会の開催
 - ・事業所におけるBCP策定促進につなげるよう研修プログラムを作成し指導者養成研修会を開催

【事業継続】

(2) 感染対策のマニュアルの提供と専門家による研修等

- 感染対策に関するマニュアルの作成
 - ・学識者、介護現場の意見、既存資料も活用して作成
- 研修の実施
 - ・マニュアルに基づいた研修プログラムを作成し研修を実施
 - ・感染症専門家が施設・事業所に赴き実地での研修を実施

【実地研修】

(4) メンタルヘルス支援

- セルフケアのためのサポートガイド作成
 - ・メンタルヘルス改善に積極的に取り組む事業所等の好事例を盛り込んだサポートガイドを作成し周知・広報
- 専門家による相談支援
 - ・職員の尊厳を重視し、事業所等で対応できない事例への専門家による相談窓口を設置
 - ・医療機関等との連携体制を整備

① 目的

障害福祉サービスは、障害者やその家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス蔓延下等であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められることから、障害福祉サービスの現場における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、事業者や障害福祉サービス従事者への各種支援を行う。

② 事業内容

- (1) 障害福祉施設及び事業所における感染症対策力向上事業
- (2) 障害福祉サービスの類型に応じた業務継続計画（BCP）作成支援事業
- (3) 新型コロナウイルス感染症に対応する障害福祉施設等の職員のためのサポートガイドの作成・こころの相談事業

③ 事業イメージ

(1) 感染対策のマニュアルの提供と専門家による実地指導等

- 感染対策に関するマニュアルの作成
 - ・学識者、現場の意見、既存資料も活用して作成
- 研修、実地指導の実施
 - ・マニュアルに基づいた研修プログラムを作成し研修を実施
 - ・感染症専門家が施設・事業所に赴き実地での指導を実施

(2) 事業継続計画（BCP）の策定支援

- ガイドラインの作成
 - ・有識者によるサービス類型（入所系、訪問系、通所系、障害児）に応じたガイドラインの作成
- 指導者養成研修会の開催
 - ・事業所におけるBCP策定促進につなげるよう研修プログラムを作成し指導者養成研修会を開催

(3) メンタルヘルス支援

- セルフケアのためのサポートガイド作成
 - ・メンタルヘルス改善に積極的に取組事業所等の好事例を盛り込んだサポートガイドを作成し周知・広報
- 専門家による相談支援
 - ・職員の尊厳を重視し、事業所等で対応できない事例への専門家による相談窓口を設置
 - ・医療機関等との連携体制を整備

令和2年度第二次補正予算案:11億円

概要

- 放課後等デイサービス事業所が電話や訪問等により児童の健康管理や相談支援等（以下「代替的支援」という。）を行うことは、家庭の孤立化防止や支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとして重要である。
- そのため、都道府県等の判断により特別支援学校等が臨時休業を実施しており、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が放課後等デイサービスに通所できない場合に、放課後等デイサービス事業所が行う代替的支援に係る利用者負担を免除し、支援の継続を図る。

実施主体・補助率

実施主体：都道府県（指定都市・中核市を含む市町村は間接補助）

補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業

令和2年度第二次補正予算案:20億円

(事業内容)

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている障害者の就労を維持・確保するため、以下の事業を実施し、就労系障害福祉サービス等の機能強化を図る。

①生産活動活性化支援事業（仮称）

就労継続支援事業所の生産活動の再起に向けて必要となる費用について支援し、生産活動の存続を下支えすることにより、引き続き、障害者の働く場及び利用者の賃金・工賃を確保。

<実施主体、補助率>

実施主体：都道府県、政令市、中核市
補助率：10/10

②障害者就業・生活支援センター事業機能強化事業（生活支援部分）

活動自粛や休業等の影響により在宅生活が長くなった障害者に対する在宅生活から職場復帰に向けた橋渡し支援と、離職した障害者等の再就職に向けた生活支援をきめ細かに実施するため、障害者就業・生活支援センターの支援体制等を強化。

<実施主体、補助率>

実施主体：都道府県 補助率：1/2

※ 上記のほか、令和2年度当初予算(既定経費)を活用し、受注が減っている就労継続支援事業所への受注量の確保に向け、都道府県域を越えた広範な地域から作業等の確保を支援する「③共同受注窓口を通じた全国的受発注支援体制構築事業」を実施

- ◎ 生産活動の再起に向けて必要となる費用などを支援するとともに、全国からの受発注を確保・支援することを通じ、就労継続支援事業所における生産活動の活性化を強力に後押し
- ◎ 障害者就業・生活支援センターの生活支援を通じた障害者雇用の維持・促進

新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強化事業

令和2年度第二次補正予算案：2.4億円

概要

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出の自粛や外出先の休業などにより、居宅における体幹障害者等の入浴機会の確保が重要となっており、また、ボランティアや近隣住民による障害者への生活サポートの減少といった課題も挙げられている。
- そこで、日常生活の支援体制の強化等を図るため、訪問入浴サービスなど障害者の生活に不可欠なサービス提供体制を強化する。

事業内容等

【実施主体】市町村

【補助率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【補助内容】

訪問入浴など地域における障害者の日常生活に密着した支援を行うサービスに係る新型コロナウイルス感染症への対応により生じる経費

(参考) 訪問入浴サービス事業イメージ



介護福祉士修学資金等貸付制度における再就職準備金貸付事業の拡充

都道府県における既存の介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資で対応

【要求要旨】

介護人材については、慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、高齢者介護施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化していることから、即戦力として期待される離職した介護人材の呼び戻しを促進する再就職準備金貸付事業を拡充する。

【事業内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護人材不足が一層懸念されることから、迅速に人材確保するため、即戦力として期待される離職した介護職員の再就職の支援をより厚くすることにより、「介護崩壊」を恐れを未然に防止することを目指す。

【実施主体】 都道府県又は 都道府県が適当と認める団体

【補助率】 定額補助(国9/10相当)

○再就職準備金の拡充: 20万円→40万円



令和2年度第二次補正予算案:9.4億円

概要

- 人工呼吸器を利用する上で必要なアルコール綿等の衛生用品等については、新型コロナウイルス感染症の感染防止にも活用できることから、需給が逼迫する中で、人工呼吸器等を利用する在宅の医療的ケア児者（以下「医療的ケア児者」という。）が入手しづらくなっている。
- そこで、国においてアルコール綿等を一括して買い上げ、医療的ケア児者が優先的に確保できるようなスキームを構築し、必要な衛生用品等を配送する。
- 実施主体：国

事業スキーム（イメージ）

- ① 医療的ケア児者からアルコール綿等の必要数を把握する。
- ② 厚生労働省において必要数を集計し、メーカーから一括で購入する。
- ③ 購入したアルコール綿等を医療的ケア児者に配送する。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う実習病院等負担軽減のための 看護師養成施設等における実習補完事業

令和2年度第二次補正予算案 3.5億円

事業目的

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域における医療提供体制が逼迫する中、看護師養成所等の医療機関等での実習中止が相次いでおり、実習病院等の負担を軽減することで地域で医療提供体制を確保し医療崩壊を防ぐための支援が急務となっている。

事業概要

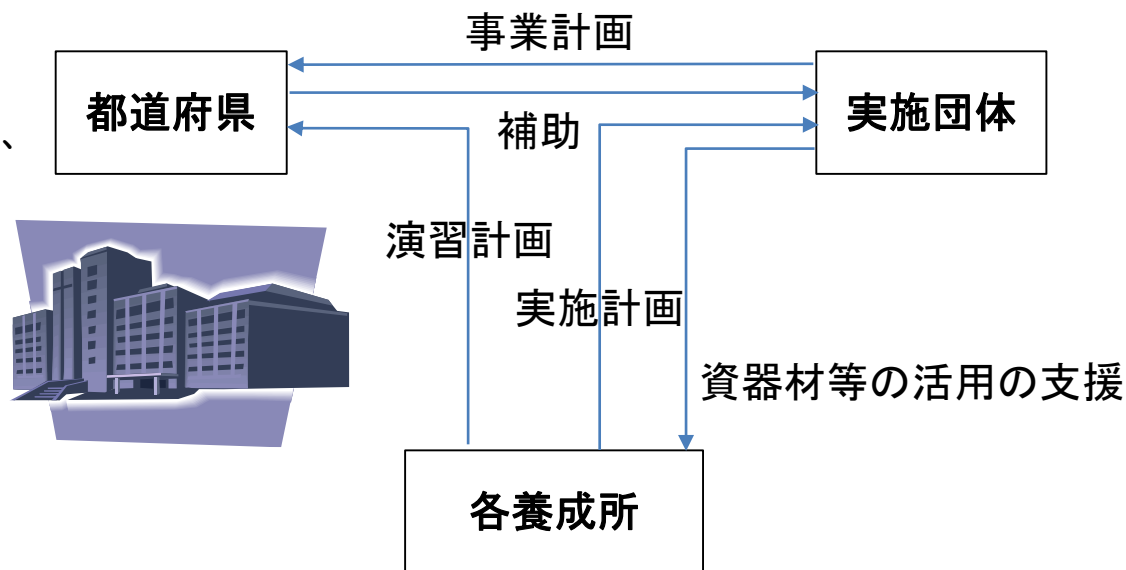
○ 医療機関等での臨地実習が中止している実情を踏まえ、これを学内演習に代えることにより、同等の知識と技能を修得するために必要な資器材等の支援を行う。

スキーム図、対象経費等

都道府県は、各養成所からの主体的な演習計画を踏まえ、各地域の実施団体において、効率的、効果的な事業実施体制を確保する。

〈対象経費〉

- ・ 事務局経費
- ・ シミュレーターのリース料
- ・ 演習補助要員等への謝金



保護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

事業概要

令和2年度 第二次補正予算案:5.0億円(第一次補正予算と併せて15億円)

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、事業再開に向けた各種取組、多床室の個室化に要する改修に必要な費用を補助する。

事業内容

(1) 保護施設等の衛生管理体制確保支援

① 衛生用品等の緊急調達

保護施設等における感染予防に必要な消毒液等について、市場における需給逼迫の状況を踏まえ、都道府県等が、保護施設等へ配布するため卸・販社から一括購入するなど、衛生用品の確保に必要な費用、感染症対策の徹底を図りながら入・通所者支援を実施している更生施設等への支援に必要な費用へ補助する。

また、無料低額宿泊所等において、感染予防のため多人数居室にパーティションを設置し個人のスペースを区切る対応へ補助する。

② 衛生環境改善事業

保護施設等において感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のための消毒の実施に必要な費用について補助する。

③ 入所者・利用者への感染予防等広報・啓発事業

感染症予防等に必要な情報が、障害を抱える入所者・利用者等にも行き渡るよう、広報・啓発資材作成に必要な費用について補助する。

④ 無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のための一時滞在場所確保事業

主に多床室での集団感染を防ぐため、感染が懸念される入所者の一時的な居所の確保、必要な見守り等の支援に必要な費用について補助する。

⑤ 事業再開に向けた各種取組支援【新規】

保護施設等職員のための相談窓口設置、感染予防マニュアルの作成、メンタルヘルス、事業継続計画(BCP)の作成等、施設職員が安心して職務に従事するための取組への支援について補助する。

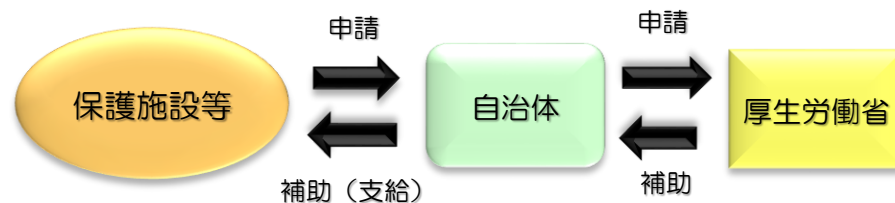
(2) 救護施設職員への慰労金支給【新規】

介護サービス事業所及び障害サービス事業所と同様に、救護施設職員に対して支給する慰労金へ補助する。

(3) 保護施設等の多床室の個室化に要する改修(※障害保健福祉部(社会福祉施設等施設整備費補助金)において計上)【拡充】

感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化改修について補助する。(※無料低額宿泊所についても補助対象として追加)

事業スキーム等



	実施主体	補助率
(1)	都道府県・市・特別区・福祉事務所を設置する町村	国10/10
(2)	都道府県・指定都市・中核市	国1/2、自治体1/4、事業者1/4
(3)		

認知症サポーター養成講座のオンライン化の実施

(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 介護保険事業費補助金 (認知症サポーター等推進事業)

(令和2年度第二次補正予算案) 0.4億円

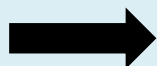
- 新型コロナウイルス対策のために集合型研修の実施の見通しが立たないなかで、**認知症サポーターの養成を切れ目なく進めていくためには、自宅にしながら研修受講を可能とする環境を早急に整備することが肝要**である。
- そのため、インターネット配信により、自宅や勤務先からサポーター養成講座を受講できるよう、研修教材の作成や配信用のサイトの開設・運営を行う。
- また、感染予防・感染拡大防止のために自粛されていたサポーター活動の再興を図り、全国的な質の向上を図るため、同サイトにおいて、フォローアップ講座の配信や、サポーター同士の交流、各地の活動情報の共有等を行う。

事業イメージ

厚生労働省



事業委託



公募団体



インターネット配信用の教材開発



- ・認知症サポーター養成講座
- ・フォローアップ講座

ホームページ開設・掲載

認知症サポーターホームページ



【対象経費】(国10/10負担)

- ・人件費、委員謝金
- ・配信用教材作成経費
- ・配信用サイト開設・運用保守費用 等

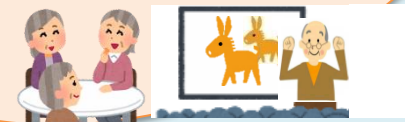
サポーター同士の交流

- ◆サポーター同士がやりとりできる場(掲示板など)の設置



活動情報の共有

- ◆全国の認知症に関する活動情報(カフェ、シンポジウムなど)の共有



修了証申請

修了証交付

オンライン受講



- ◆自宅・勤務先などで受講
- ◆修了後、公募団体へ修了証発行を申請

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

令和2年度第二次補正予算案 7,717億円

- 雇用調整助成金：経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 (4月1日から9月30日まで)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主【全業種】
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率：4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合： 10/10 (中小) 3/4(大企業)
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,330円	休業・教育訓練の助成額の上限額は 15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間 (別枠扱い)
短時間一斉休業のみ 休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和 (一斉でなくても可) 休業規模要件：1/40(中小) 1/30(大企業)
残業相殺	残業相殺 停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率：4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合 10/10 (中小) 3/4(大企業) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件： 1か月以上 1年以内

※ 赤字部分が今般の追加拡充箇所

事業の趣旨・目的

- 新型コロナウイルス感染症による影響に伴う事業活動の縮小等により、雇止め等による雇用保険受給者や非正規雇用労働者等の増加が懸念されている。

こうした労働者の早期再就職を支援するため、ハローワークの就職支援体制を強化し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援の強化を図る（就職支援プログラム事業の拡充）。

事業内容

全国の主要なハローワークの就職支援ナビゲーターを拡充、配置し、求職者の置かれた状況に応じた担当者制による就職支援を実施し、早期の再就職（2か月以内）を目指す。

- ・「早期再就職支援コーナー」設置数 229箇所→313箇所（緊急経済対策）→419箇所
- ・就職支援ナビゲーター（早期再就職支援分） 229人→313人（緊急経済対策）→419人
- ・職業相談員（早期再就職支援分） 0人→84人（緊急経済対策）

《主な支援内容》

- ✓ 就職活動に当たっての不安の解消や、就職に係る希望、ニーズの詳細な把握
- ✓ 求職者のニーズに合ったセミナーや応募先企業の選定
- ✓ 特定の求人に応募するための履歴書・職務経歴書の個別添削、模擬面接
- ✓ 応募・面接が不調に終わった場合の原因の分析と今後の対応の検討

※ その他、来所困難な方等へのオンラインによる支援を試行的に実施するとともに、臨床心理士等による心理的な支援やコールセンターの体制を拡充



ハローワークにおける人材不足分野(特に、医療・介護をはじめとする福祉分野等)に係る就職支援の拡充

令和2年度第二次補正予算案:3.6億円

事業の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、医療・介護等の分野において人手不足が深刻化している状況にあることから、当該人手不足分野のしごとの魅力を発信し求職者の拡大を図るとともに、求人者には求人充足のための支援を強化し、両者を結び付けるマッチング機会を拡充することにより、ミスマッチの改善を図る。

事業内容

(1)「人材確保対策コーナー」における就職支援の拡充

福祉分野(医療・介護・保育)のほか、建設業、警備業、運輸業など雇用吸収率の高い分野へのマッチング支援を強化するため、人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を拡充する。

(101箇所 → 103箇所)

「人材確保対策コーナー」の支援内容

- 都道府県労働局ごとに関係団体等をメンバーとした協議会を設置し、支援策について検討
- 求職者ニーズの把握と、それに基づいた求人者への求人充足に向けた助言、指導
- 求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- 業界団体との連携による求人者向け・求職者向けセミナー、事業所見学会、就職面接会等の開催

(2)「医療福祉分野充足促進プロジェクト(仮称)」の実施

医療福祉分野の求人取扱件数の多いハローワークに就職支援コーディネーター(47人)を配置し、重点的なマッチング支援を実施する。

求人者に対する支援

- 未充足求人へのフォローアップの徹底
事業主からの相談時や事業所訪問の際に、求職者の賃金等に関するニーズや経験・資格取得の状況等を情報提供したうえで、雇用管理改善の働きかけを行い、求人条件の緩和指導や求人内容の明確化などの助言を実施。
- 事業主向けセミナーの実施
人材確保に向けた取組事例、雇用管理改善の好事例等の紹介、求職者にわかりやすい求人票の作成等を内容とするセミナーを実施。
- 関連助成金制度の情報提供

求職者に対する支援

- 有資格求職者に対する求人情報等の提供
資格・経験を有するものの医療福祉分野への就職を希望していない者が当該分野への就職を検討する契機となるよう、医療福祉分野の求人や最新の動向等について情報提供。
- 医療福祉分野を希望する求職者の掘り起こし【委託事業】 ※12労働局で実施
民間企業・業界団体等のノウハウを活用し、医療福祉分野の仕事に興味・関心を持たせる、業界の魅力を伝える等のイベント、セミナー等を開催。

マッチング支援

- 就職面接会等の開催
- 関係団体等との連携による人材確保のためのネットワークの構築

障害者就業・生活支援センター

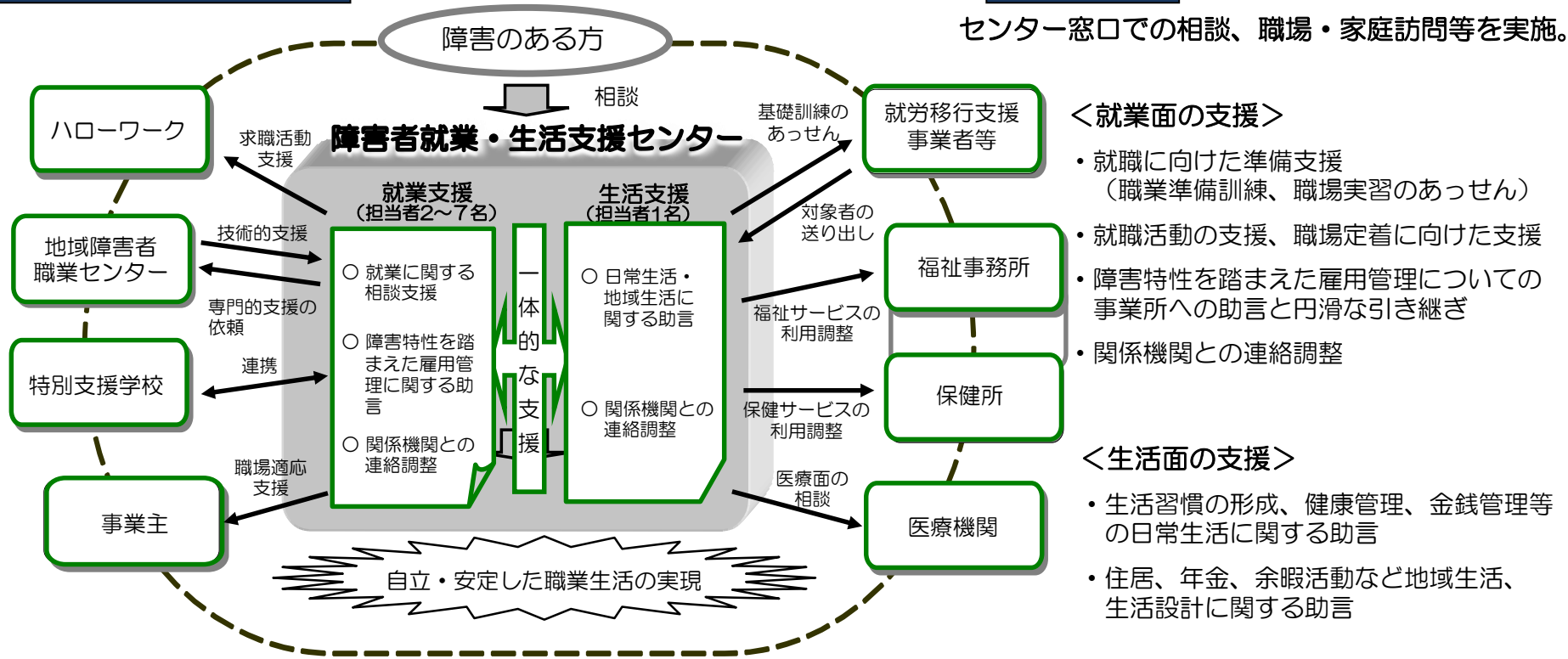
令和2年度第二次補正予算案：1. 4億円

障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」による支援を強化する。

雇用と福祉のネットワーク

業務内容

センター窓口での相談、職場・家庭訪問等を実施。



令和2年度の取組（補正予算分）

①リモート面談等のための環境整備

感染予防を図りながら利用者に対する継続的な就労支援を実施するためにリモート支援等の環境整備を図る。

②対面相談に備えた衛生環境整備

障害特性や個別の事情により対面相談を希望する利用者のための衛生環境整備を図る。

ハローワークにおける外国人労働者に係る相談支援体制等の強化

令和2年度第二次補正予算案 1.4億円

外国人を雇用する事業主に対する雇用維持のための相談支援や、外国人求職者に対する相談支援への対応のため、ハローワークにおける専門相談員等の配置等を通じ体制を強化するほか、外国人労働者に対し雇用等に係る情報を迅速かつ正確に提供するため、多言語での情報発信体制を整備する。

第1次補正

1. 外国人を雇用する事業主に対する相談支援体制

- 外国人雇用状況届出に基づき、事業主に対して、外国人材の適正な雇用管理改善のための指導・援助等を実施。
⇒ **就職支援コーディネーターを増員し、外国人を雇用する事業所に対して、各種助成金の活用等による雇用維持のための相談支援等を積極的に実施。**

2. 外国人求職者に対する相談支援体制

- 専門相談員による職業相談や、外国人求職者の希望や経験等を踏まえた求人情報の提供など、個々の求職者の状況に応じ、きめ細やかに対応。
⇒ **職業相談員を増員し、離職を余儀なくされた外国人求職者等の早期再就職に向けた相談支援等を実施**

3. 多言語相談支援体制・情報発信

- ハローワークの職業相談窓口に通訳員を配置するほか、14か国語に対応した電話通訳サービスや多言語音声翻訳機器の活用により、多言語に対応した相談支援体制を確保。
⇒ **通訳員の増員や多言語音声翻訳機器の追加配付により、多言語相談支援体制を強化。**
- 事業主・労働者向けに各種支援等を記載したリーフレットを多言語（14言語）や「やさしい日本語」に翻訳。HP掲載やSNSによる情報発信等を通じた周知・広報を実施。
⇒ **引き続き、事業主や労働者と接するあらゆる機会を通じて、多言語による積極的な情報発信を実施。**

第2次補正

多言語相談支援体制・情報発信について更なる強化

- 雇用保険など離職時に必要な手続き等の情報をリーフレット、動画、HP等でわかりやすく周知するなど、**外国人求職者への多言語での情報発信を更に強化。**
- 来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、現在、日本語で対応している**ハローワーク・コールセンターについて、多言語に対応するため機能を拡充。**

外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制等の充実

令和2年度第二次補正予算案：1.1億円

【事業内容】

新型コロナウイルス感染症の経済、雇用情勢への影響により、外国人労働者による相談需要の増加に対応するため、都道府県労働局等に設置している外国人労働者相談コーナー及び外国人労働者向け相談ダイヤルの体制強化を図るとともに、平日夜間及び土日に電話相談を行う労働条件相談ほっとラインの拡充を行うことで、効果的な相談対応を行う。

外国人労働者相談コーナー

- 都道府県労働局及び労働基準監督署に設置
- 13言語の母国語に対応（※）

【拡充内容】

外国人労働者労働条件相談員の増員

外国人労働者相談ダイヤル

- 全国どこからでも相談が可能
左記の「外国人労働条件相談コーナー」の相談窓口
にダイレクトに接続
- 13言語の母国語に対応した電話番号を設定（※）

【拡充内容】

相談ダイヤルの回線の増設

労働条件相談ほっとライン

- 【フリーダイヤル】0120-811-610（はい！ろうどう）
- 平日夜間・土日の電話相談に無料に対応
- 13言語の母国語に対応した電話番号を設定（※）

【拡充内容】

通訳の増員

労働条件相談ほっとラインコールセンター（委託事業）

- 自分の労働条件は、労働基準法などに違反しているのではないかな？
- 労働基準法などの規定の意味は？
- 労働基準法などの法令以外に関する質問

問題解決の方法や管轄の労働基準監督署を紹介

規定の解釈等について丁寧に説明

総合労働相談コーナーなどの相談機関を紹介

相談をされた方が労基署への情報提供を希望した場合

情報提供

管轄の都道府県労働局・労働基準監督署

受付時間：平日 17時～22時
土日祝日 9時～21時
※年末年始（12月29日～1月3日まで）は除く。

（※）13言語に対応

英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語、モンゴル語

オンライン訓練の推進（施設内訓練）

令和2年度第二次補正予算案 24億円

うち労働保険特別会計労災勘定 3.3億円

うち労働保険特別会計雇用勘定 20.2億円

背景・課題

緊急事態宣言を踏まえ、多くの公共職業能力開発施設等で休校措置を講じていたところであるが、今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、いわゆる「新しい生活様式」への移行が必要とされていることから、デジタル技術を活用したオンライン訓練を積極的に推進し、通所せずに訓練を受けられる環境の構築を進めて行くことが必要となっている。

事業概要

公共職業能力開発施設等において、オンラインの手法を活用して訓練を実施するため、設置主体において必要な機材等の整備を行う。（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構においては運営費交付金等を、都道府県においては職業能力開発校設備整備費等補助金等を活用する。）

施設	主な職業訓練の種類	設置主体
職業能力開発校	・中卒・高卒者等、離職者及び在職者に対する職業訓練を実施	都道府県
職業能力開発短期大学校	・高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程）	都道府県、機構（※1）
職業能力開発大学校	・高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程） ・専門課程修了者等に対する高度で専門的かつ応用的な職業訓練を実施（応用課程）	機構
職業能力開発促進センター	・離職者及び在職者に対する短期間の職業訓練を実施	機構
障害者職業能力開発校	・障害者の能力、適性等に応じた職業訓練を実施	都道府県、国（※2）
職業能力開発総合大学校	・職業訓練を担当する指導員の養成、職業能力の開発及び高度な職業訓練を総合的に実施	機構

※1 「機構」と記載してあるのは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のことを言う。

※2 国が設置した障害者職業能力開発校は、その運営を、機構及び都道府県に委託している。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

令和2年度第二次補正予算案 46億円

(一般会計:28億円 労働保険特別会計雇用勘定:18億円)

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を支給するもの。

また、委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合にも支援をする。

●支給対象者

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主
- ・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者

●対象となる子ども

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども
※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② i) ~ iii) のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども
 - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
 - iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

●支給額

- ・労働者を雇用する事業主の方：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10
※ 1日当たり8,330円（令和2年4月1日以降に取得した休暇については15,000円）を支給上限
- ・委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について、
1日当たり4,100円（令和2年4月1日以降の日については7,500円）（定額）

●適用日：令和2年2月27日～9月30日の間に取得した休暇

=新型コロナウイルス感染症対応特例=

新型コロナウイルス感染症への対応として法定の介護休業と別に**介護のための有給の休暇（最低1か月間）**を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて**社内に周知**し、当該休暇を**合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主**を支援

支給額・支給要件

✓ **1事業主あたり5人まで支給**

労働者1人あたり

合計5日以上10日未満 **2.0万円**

合計10日以上 **3.5万円**

- * 法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度
- * 日数については所定労働日ベース
- * 支給対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日
- * 有給の休暇制度整備及び社内周知は、休暇取得後であっても申請までの実施で可

介護休業の法定日数（93日）を取得しきった場合にも対応



- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給の休暇（最低1か月間）**を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を**社内に周知**すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が①の休暇を**合計5日以上取得**すること



「介護支援プラン」を策定した場合は、既存の介護離職防止支援コースも併給可

(介護離職防止支援コース)

介護離職ゼロの実現のため、「介護支援プラン」を策定し、以下の取組を行った中小企業事業主に助成。

- ① プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主
- ② 仕事と介護との両立に資する制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主

①の介護休業に関する助成内容

【支給額】 **休業取得時 28.5万円** <36万円>

✓ **介護休業取得時と職場復帰時の計2回支給**

【支給要件】 **職場復帰時 28.5万円** <36万円>

✓ **1事業主あたり1年度5人まで支給**

※ < >内は、生産性要件を満たした場合の支給額。

① 休業取得時：

その労働者について「介護支援プラン」を策定し、**合計5日以上**の介護休業を取得させたこと。

② 職場復帰時：

①の対象労働者を「プラン」に沿って原職等に復帰させ、3か月間継続雇用したこと。

働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）（拡充）

令和2年度第二次補正予算案 3.6億円

令和2年4月7日の緊急事態宣言の発出及び同年5月4日に発表された同宣言の5月31日までの延長に伴い、引き続き、病気休暇等の特別休暇制度の整備に向けた支援が必要であることから、追加の予算措置を行うこととする。

【助成概要】

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇制度を就業規則に整備する中小企業事業主に対し助成

※令和2年2月17日以降に行った取組については、交付決定を行う前であっても、特例として助成の対象とする。前年度（令和元年度）の取組に対しても令和2年度の助成の対象となる。

【助成対象】

就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等 労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費

【助成率】

費用の3/4を助成

※ 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4 / 5 を助成

【事業実施期間】

<改正前> 令和2年2月17日～令和2年5月31日まで

<改正後> 令和2年2月17日～令和2年7月31日まで

【上限額】

上限額 50万円

令和2年度第二次補正予算案：90億円（一般会計：4.3億円、労働保険特別会計雇用勘定：86億円）

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導を受け、休業せざるを得ない妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対する助成を行うことで、妊娠中の女性労働者が、離職に至ることなく、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境の整備を図るとともに、妊娠中の女性労働者への感染拡大の防止を図る。

●支給対象となる事業主

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度（年次有給休暇を除く）を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた事業主

※有給の休暇制度整備及び社内周知は、休暇取得後であっても申請までの実施で可。

●対象となる労働者

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要な妊娠中の女性労働者

●支給額

- ・ 対象労働者1人当たり 計5日以上20日未満：25万円、以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）
※ 1事業所当たり人数上限：20人まで

●対象期間等

- ・ 令和2年5月7日～9月30日（※）
※ 9月30日までに有給の休暇制度の整備・社内周知を行った場合は、令和3年1月31日（注）までに取得した休暇も対象。
注：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間
- ・ 雇用保険被保険者に対しては、労働保険特別会計から支給、それ以外は一般会計から支給。

働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース） テレワーク相談センター事業

令和2年度第二次補正予算案 33億円【労災勘定】

令和2年度予算額 0.5億円

令和2年度第一次補正予算額 1.7億円

○働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）

①対象事業主	○新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主
②支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 ・労務管理担当者による研修 ・労働者に対する研修、周知・啓発 ・外部専門家（社労士等）による導入のためのコンサルティング
③要件	○事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること
④交付申請期間	○募集の日から令和2年7月31日まで （令和2年4月7日から、交付決定後2か月を経過した日までの取組が助成対象）
⑤支給額	補助率：1／2 1企業当たりの上限額：100万円

○テレワーク相談センター事業ほか助成金の迅速な支給のための必要な体制整備

・働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の迅速な支給のための体制整備を図る。

労働保険料の猶予等に係る事業主等からの問い合わせ に対する相談体制の強化

令和2年度第二次補正予算案 2.7億円

- 労働保険料等については、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置が事業主に及ぼす影響の緩和を図るため、事業主等からの申請に基づき、その納期限から1年以内の期間に限り猶予するとともに、年度更新の期間について6月1日から8月31日までの3月間に延長したところであり、事業主等からの問い合わせに対して、迅速かつ丁寧に対応する必要がある。
- また、雇用調整助成金の申請件数が著しく増大が見込まれるところ、雇用調整助成金の申請の前提条件として必要となる労働保険関係の成立を遅滞させている事業主が一定数存在していることから、労働保険関係の成立手続を行っている各労働局及び労働基準監督署への問い合わせが増加しており、当面の間、当該問い合わせ件数についても高い水準で推移すると見込まれる。
- 以上のことから、特に問い合わせが集中すると予想される年度更新期間を中心に、**臨時労働保険指導員を増員することにより、労働局及び監督署における相談体制を強化し、事業主等の不安の解消・負担の軽減を図ることとする。**

- 労働保険適用事業主
- 労働保険事務組合

問い合わせ・相談

- ・労働保険料等の猶予に関する相談対応等
- ・年度更新申告書の相談対応等
- ・労働保険関係の成立に関する相談対応等



労働局・労働基準監督署

**臨時労働保険指導員
の配置(増員)**

配置: 47都道府県労働局・労働基準監督署
期間: 年度更新期間を含む6月間(6~11月)
臨時労働保険指導員: 25,727人日

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

令和2年度 第二次補正予算案: 2,048億円

〔 令和元年度予備費交付額 267億円
令和2年度第一次補正予算額 359億円 〕

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
- ⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注 総合支援資金(生活支援費)については、本来、自立相談支援事業等による支援を要件としているが、貸付申請が増加している現状に鑑み、基本的に自立相談支援事業等による支援を不要としている。

償還免除について: 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

生活困窮者等への支援の強化(自立相談支援等の強化)

令和2年度 第二次補正予算案:60億円

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- 特に、対象拡大を行った住居確保給付金への対応、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電話やSNS・メール等による遠隔相談のための設備への対応、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各施策との連携強化などの課題について、自立相談支援機関の人員体制や環境の整備を行い、現下の情勢における必要な支援を実施する。

実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、905自治体)

補助の流れ

厚生労働省



国庫補助

都道府県・市・区等 (905自治体)



直接支出又は委託

自立相談支援機関等 (1,317機関等)

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、自立相談支援等に関する必要な強化を行う。

- ① 自立相談支援員の加配等による自立相談支援体制の強化
- ② 電話・メール・SNSなどを活用した、自立相談支援における相談対応や、子どもの学習・生活支援における助言・指導など、非対面方式かつアクセスしやすい環境整備
- ③ 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
- ④ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
- ⑤ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑥ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関(学校、子ども食堂、庁内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等)のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
- ⑦ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑧ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

補助率

国 3/4

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う福祉事務所の面接相談等の体制強化

令和2年度 第二次補正予算案:4. 2億円

事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響による要保護者からの生活保護に関する面接相談及び新規申請の件数の増加に対応するため、必要な方へ必要な生活保護が滞りなく決定されるように、福祉事務所における面接相談等の体制の強化を図る。

事業内容

福祉事務所が行う以下の業務に従事する臨時職員の雇い上げ費用に対する補助を行う。

- ・要保護者に対する面接相談業務
- ・新型コロナウイルス感染症により増加した生活保護の新規申請に対する決定事務処理の補助業務

面接相談件数の増

新規申請件数の増による
決定事務処理件数の増

福祉事務所(保護の実施機関)



相談員増による対応



事務員増による対応

迅速かつ
適正な
保護決定を
行う
体制を強化

実施主体・補助率

○実施主体:都道府県、指定都市、中核市又は市区町村(町村については福祉事務所を設置している町村に限る。)

○補助率:3/4

住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和2年度 第二次補正予算案:73億円

令和2年度当初予算額 227億円の内数
令和2年度第一次補正予算額 27億円

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体、905自治体）

【補助率】 3／4

【支給対象者】 ・ 離職・廃業後2年以内の者
・ 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者 ※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・ 収入要件：世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。
① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
② 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）
※東京都特別区の収入要件（目安）：単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
・ 資産要件：世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと（但し100万円を超えない額）
※東京都特別区の資産要件（目安）：単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
・ 求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

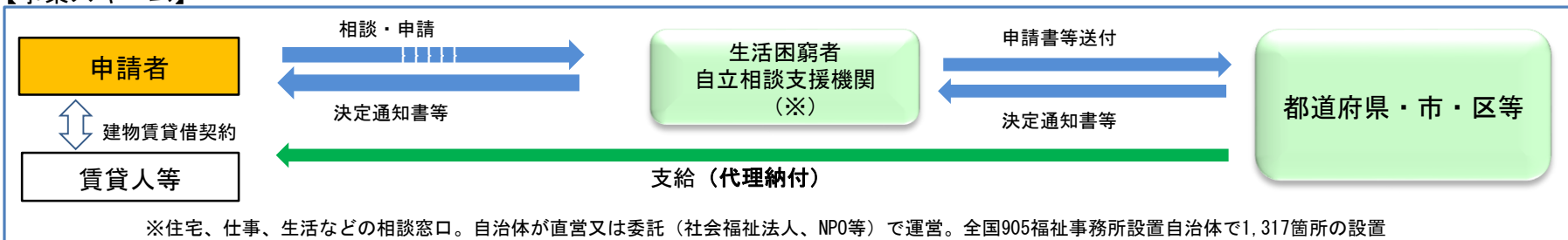
等

【支給額】 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）
※東京都特別区の支給額（目安）：単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

【支給期間】 原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】



生活困窮者等の住まい対策の推進

令和2年度 第二次補正予算案:26億円

事業概要

新型コロナウイルスの影響により、生活に困窮し、住まいを失った又はその恐れのある方に対し、アパート等への入居支援や定着支援を行うことにより、安定した住まいの確保を推進する。

事業内容

今般の新型コロナウイルスの影響等により増加が懸念される住居不安定者に対し、アパート等への入居支援、入居後の定着支援などを進めるため、福祉事務所等における居住支援体制を強化する。

※ 住居喪失者など住まいに困窮している方に対し、入居から見守りまで一貫した居住支援を行う。

【支援内容(例)】

①入居に当たっての支援

- ・ 相談者の物件ニーズの把握、安価な物件等の情報提供
- ・ 保証人や家賃債務保証業者探しの補助
- ・ 受入先との連絡・調整、賃貸借契約に関する同行支援 等

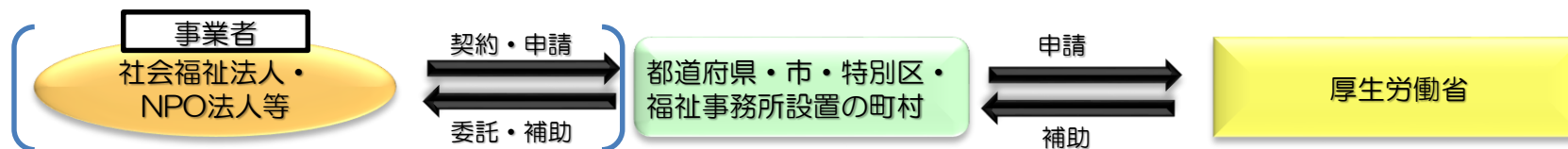
②安定的な居住のための支援

- ・ アパート等入居後の訪問や電話等による見守り
- ・ 安定した居住を継続するための助言 等

【支援対象】

- ・ 生活に困窮し、住まいを失った又はそのおそれのある方

補助スキーム等



(1)実施主体:都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能)

(2)補助率:国3/4、自治体1/4

自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援

【施策の目的】

令和2年度 第二次補正予算案: 8.7億円

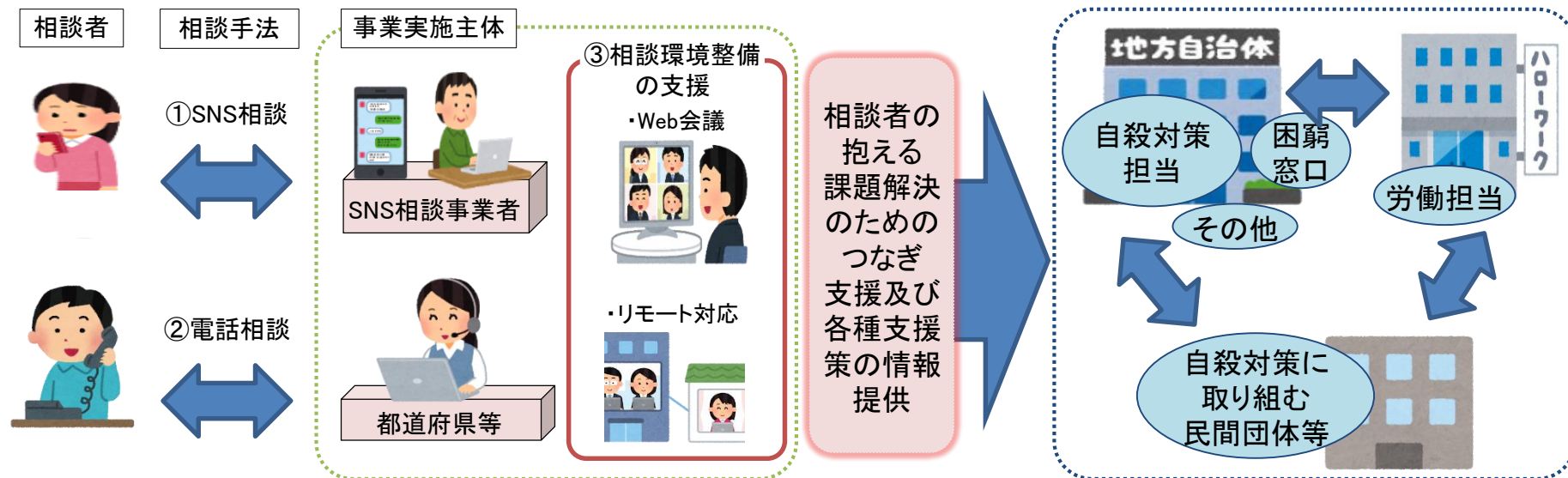
新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響が拡大している状況を踏まえ、失業や休業等による自殺を未然に防止するため、自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援を行う。

【施策の概要】

自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援として、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える国民に対して、民間団体が行っているSNSを活用した相談及び都道府県等が行っている電話相談等の支援体制を拡充するとともに、リモートワークなど在宅での相談体制や、相談ブースの隔離等の相談環境の整備等に向けた支援を行う。

【施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等】

- 実施主体: 民間団体、都道府県、市町村 ○ 補助率: 10/10、1/2、2/3
- 対象者: 新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方
- 相談事業実施の流れ



低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を早期に支給する。

(1) 支給対象者

【児童扶養手当受給世帯等への給付】

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

上記①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者

(2) 給付額

【児童扶養手当受給世帯等への給付】

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

1世帯5万円

(3) 実施主体

都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村

(4) 費用

全額国庫負担（10/10）

※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

(5) 補正予算案

令和2年度第2次補正予算案 1, 365億円（事業費1,178億円、事務費186億円）※母子家庭等対策総合支援事業

(6) スケジュール

【児童扶養手当受給世帯等への給付】

①の対象者には可能な限り8月までに支給（申請不要）。②・③の対象者についても、可能な限り速やかに支給（要申請）。

【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

年1回の定例の対面による現況確認時（8月）等にあわせて、収入が大きく減少しているとの申し出について簡易な方法で確認した上で9月以降に支給。

1. 趣旨

- 長期間にわたる外出自粛等による児童虐待や配偶者からの暴力等に関する相談や、社会的に孤立しがちな児童養護施設退所者等からの相談に対応するため、新型コロナウイルスの感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化を図る。

2. 事業内容

- 児童虐待や配偶者からの暴力等に関する相談や、児童養護施設退所者等からの相談支援体制の構築・強化を図るため、新型コロナウイルスの感染防止措置等に必要な費用を補助する。
 - テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議の活用による関係機関との連携・調整等を図るための通信機能を備えたタブレット端末等の購入費用
 - 電話による相談が困難なケースへの対応や、24時間365日対応を含めたSNS等を活用した相談窓口の開設費用
 - 適切な感染防止対策等に関する相談など、医療機関等との連携を図るための費用
 - 感染予防のためのマスク・消毒液等の購入や、密を避けるためのスペースの確保など環境整備に必要な費用 等

3. 補助の枠組み

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助対象】 児童相談所、婦人相談所、市区町村、配偶者からの暴力等に関する相談や支援等を行う民間団体、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体等

【基準額】 1か所当たり 100万円

【補助率】 1/2

例① テレビ電話を活用した相談支援や関係機関との連携

- ・ 感染防止の観点からテレビ電話を活用した相談支援や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整等を行うための体制整備を図る。



例② 相談支援機関における感染防止措置

- ・ 感染防止の観点から医療機関や専門家等への相談など、医療機関等との連携を図るとともに、マスクや消毒液の購入等、相談支援機関における感染防止措置を講じる。



目的

- 社会的に孤立しがちなひとり親家庭等からの相談に対応するため、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化を図る。

支援の内容

- ひとり親家庭等からの相談支援体制の構築・強化を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染防止措置等に必要な費用を補助する。
 - テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議の活用による関係機関との連携・調整等を行うための通信機能を備えたタブレット端末等の購入費用
 - 各種支援施策の申請手続き等に関する相談を集中的に受け付けるコールセンター等の開設費用
 - SNS等を活用した相談窓口の開設費用
 - 適切な感染防止対策等に関する相談など、医療機関等との連携を図るための費用
 - 感染予防のためのマスクや消毒液等の購入 等

例① ICTを活用した相談支援や関係機関との連携

- 感染防止の観点からテレビ電話やSNS等を活用した相談支援や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整等を行うための体制整備を図る。

どんな支援を受けられるのかわからない。感染症の恐れもあるから市役所に行きたくない。

テレビ電話による相談も可能です。家庭の状況に応じ、様々な支援が受けられます。

関係機関とのオンライン会議等による連絡・調整



テレビ電話・SNS等による相談



母子・父子自立支援員等

例② 各種支援策の申請手続き等に関するコールセンターの開設

- 各種支援施策の申請手続き等に関する相談を集中的に受け付けるコールセンター等を開設し、申請を支援。

どんな支援を受けられるのかわからない。どこでどのような手続きを行えば良いのかわからない。

●●に、▲▲などの書類を提出いただくことで■■の支援が受けられます。



電話等による相談



コールセンター

補助単価等

- 感染防止に配慮したひとり親家庭等相談支援体制強化事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）

対象

補助率

補助基準額

実施主体

国1 / 2

1自治体あたり
1,000千円

都道府県、市及び福祉事務所設置町村

目的

- 児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。
- また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

拡充内容

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援するため、一定期間の就業継続により返還が免除される生活費の貸付金額の増額などを行う。

貸付対象者及び貸付額等

(1) 就職者

- ① 就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者
 【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
 貸付期間：2年間
- ② 就職により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者
 【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
 貸付期間：2年間⇒3年間（求職期間を含む） « 拡充 »
【生活費貸付】貸付額：月額8万円 « 拡充 »
貸付期間：6か月間（求職期間を含む）

(2) 進学者

- ① 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者
 【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
 貸付期間：正規修学年数
 【生活費貸付】貸付額：月額5万円
 貸付期間：正規修学年数
- ② 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者
 【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
 貸付期間：正規修学年数
 【生活費貸付】貸付額：月額5万円⇒月額8万円（+3万円） « 拡充 »
 貸付期間：正規修学年数 （拡充分については6か月間）

※このほかに、児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者を対象に資格取得貸付を実施

※5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

児童の安全確認等のための体制強化事業

令和2年度第二次補正
予算案：9.8億円

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

1. 趣旨

- 年々増加する児童虐待の相談対応に加え、生活環境が変化していることに鑑み、「子どもの見守りアクションプラン」に基づく、状況確認の徹底を行っていることから、児童相談所及び市町村が状況確認を行う体制の強化を図る。

2. 事業内容

- 支援対象児童等について、電話・訪問等により定期的な状況確認（少なくとも1週間に1回）を行う体制の強化を図るため、児童相談所や市町村に状況確認を行う職員を新たに配置する。

3. 補助の枠組み

【実施主体】 都道府県・市区町村

【基準額】 1自治体（1児童相談所）当たり 5,002千円

【補助率】 1/2

支援対象児童等見守り強化事業

令和2年度第二次補正
予算案：31億円

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

目的

- 学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっていることから、
 - ・市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、支援対象児童等の状況を電話や訪問等により定期的に確認し、必要な支援につなげること
 - ・その際、民間団体等にも幅広く協力を求め、様々な地域ネットワークを総動員して、地域の見守りの体制を強化することとする「子どもの見守り強化アクションプラン」を実施。
- 同プランの取組を一層推進するため、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化するための経費を支援する。

補助基準額

1か所当たり：8,313千円
※民間団体等の支援スタッフの人件費、訪問経費など事業実施に係る経費

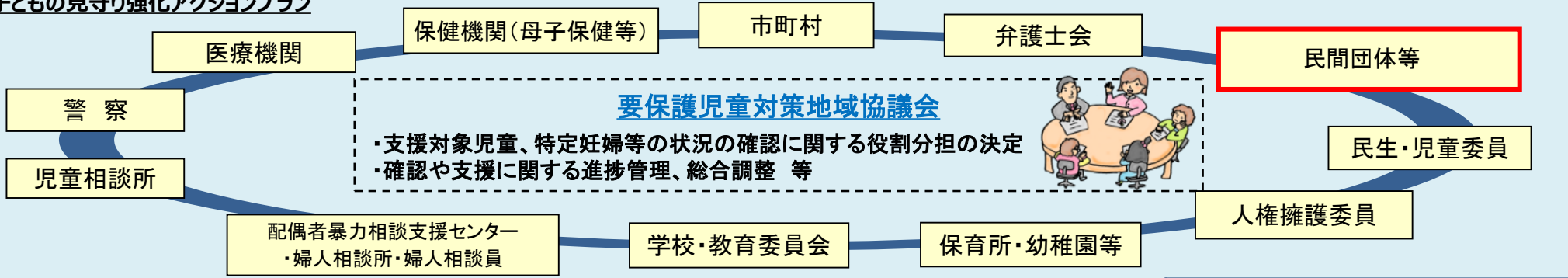
補助率

国：10/10（定額）

実施主体

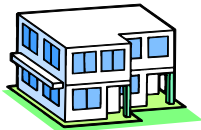
市町村（特別区含む）

子どもの見守り強化アクションプラン



定期的な状況把握・支援

子育て支援を行う
民間団体等
(子ども食堂、子ども宅食等)



民間団体等の支援スタッフが訪問等を実施

状況の把握



食事の提供



学習・生活指導支援等

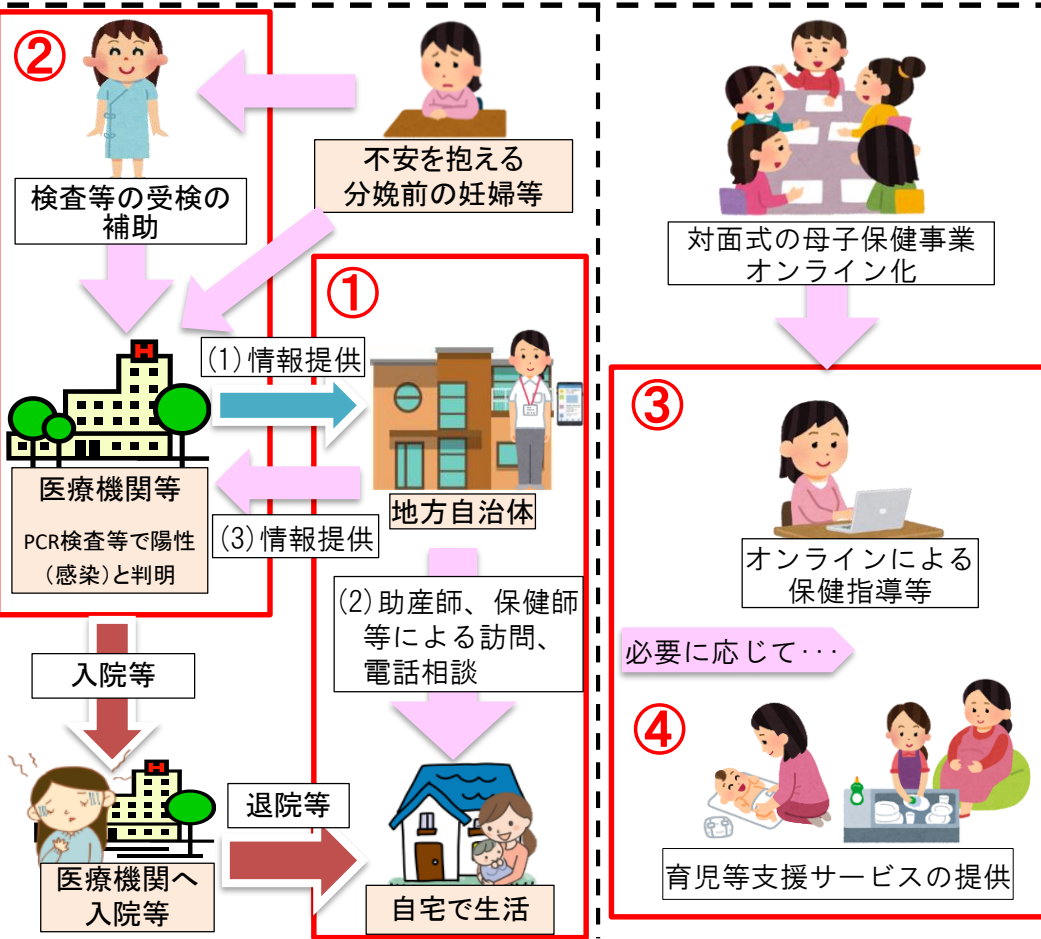


見守り体制
の強化



支援対象児童等の居宅等 65

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。
- とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられることなど、メンタルヘルス上の影響が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊婦も存在。
- このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。



【事業内容】

① ウイルスに感染した妊産婦への支援

【実施主体：都道府県等 負担割合：国10/10】

新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に対し、退院後、助産師、保健師等が、電話や訪問などで寄り添った支援を実施

② 不安を抱える妊婦への分娩前の検査

【実施主体：都道府県等 負担割合：国10/10】

不安を抱える妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス検査の費用を補助

③ オンラインによる保健指導等

【実施主体：市区町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】

オンラインによる保健指導等を実施するための設備及び職員の費用を補助

④ 育児等支援サービスの提供

【実施主体：市区町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】

里帰り出産が困難な妊産婦に、育児等支援サービスを提供する

事業内容

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、乳幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

■実施主体：市区町村

■補助率：国 1 / 2、市区町村 1 / 2

1歳6か月児健診

○ 健診内容

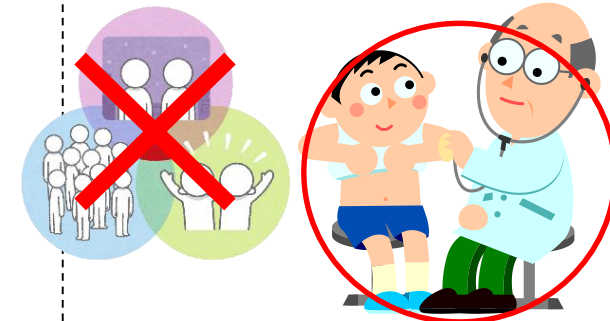
- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

3歳児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

※左記法定健診の他、ほぼ全ての自治体を実施している
3～4か月児健診も対象とする。



生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者の資金繰りを支援するため、日本政策金融公庫において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を引き続き実施することとしており、既往債務の借換を含め、一部無利子・無担保とする支援策を講じる。

- ① 貸付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少した生活衛生関係営業者
- ② 資金使途：設備資金、運転資金
※運転資金については、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者が必要とするものに限る。
- ③ 貸付限度額：別枠8,000万円<第1次補正予算時は別枠6,000万円>
- ④ 担保：無担保
- ⑤ 貸付利率：基準利率。ただし、当初3年間は4,000万円<第1次補正予算時は3,000万円>を上限に基準利率-0.9%、4年目以降基準利率
※ 基準利率 1.36%(令和2年5月1日現在、貸付期間5年の場合)
- ⑥ 既往債務：新規貸付との合計4,000万円<第1次補正予算時は3,000万円>の範囲内で、当初3年間基準利率-0.9%、4年目以降基準利率
- ⑦ 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内
- ⑧ 据置期間：5年以内(設備資金、運転資金)

特別利子補給の実施

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った生活衛生関係営業者で、一定の要件を満たす者に対して、既往債務の借換を含め、借入後3年間の利子補給を実施し、実質無利子化する。

- ① 適用対象：「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った生活衛生関係営業者のうち、以下の要件を満たす方
 - ア. 個人事業主(小規模に限る)：要件なし
 - イ. 小規模事業者(法人に限る)：売上高▲15%
 - ウ. 中小企業者(上記アイを除く)：売上高▲20%
- ② 利子補給：ア. 新規貸付分：借入後3年間、4,000万円 <第1次補正予算時は3,000万円>を上限に発生した利息を全額利子補給する。
イ. 既往債務の借換分：新規貸付との合計4,000万円の範囲内で、借換後3年間、利息を全額利子補給する。

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の概要(新型コロナウイルス対策衛経)

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(通称:衛経融資)制度は、都道府県生活衛生営業指導センター等の実施する経営指導を受けている生活衛生関係営業を営む小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で貸付を実施するもの。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている生活衛生関係営業を営む小規模事業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス対策特枠として、以下の措置を引き続き実施することとしており、既往債務の借換を含め、一部無利子とする支援策を講じる。

〈新型コロナウイルス対策特枠〉

- ① 貸付対象者: 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少した生活衛生関係営業を営む小規模事業者 ※生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた者。
- ② 資金使途: 設備資金、運転資金
- ③ 貸付限度額: 別枠1,000万円
- ④ 貸付利率: 経営改善利率。ただし、当初3年間は経営改善利率-0.9%、4年目以降経営改善利率
※ 経営改善利率 1.21%(令和2年5月1日現在)
- ⑤ 既往債務: 新規貸付との合計1,000万円の範囲内で、当初3年間経営改善利率-0.9%、4年目以降経営改善利率
- ⑥ 貸付期間: 設備資金10年以内、運転資金7年以内
- ⑦ 据置期間: 設備資金4年以内、運転資金3年以内
- ⑧ 担保等: 担保・保証人は不要
- ⑨ 経営指導: 原則6ヶ月以上、都道府県生活衛生営業指導センター等の経営指導を受けていること
- ⑩ 利子補給: ア. 新規貸付分: 借入後3年間、1,000万円を上限に発生した利息を全額利子補給する。
イ. 既往債務分: 新規貸付との合計1,000万円の範囲内で、借換後3年間、利息を全額利子補給する。

〈本体枠〉

- ① 貸付限度額: 2,000万円
- ② 貸付利率: 経営改善利率 ※ 経営改善利率 1.21%(令和2年5月1日現在)
- ③ 貸付期間: 設備資金10年以内、運転資金7年以内
- ④ 据置期間: 設備資金2年以内、運転資金1年以内
(担保等は新型コロナウイルス対策特枠と同じ)

資本金ローン<第2次補正予算措置に伴う創設>

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活衛生関係営業者を含むキャッシュフローが不足するスタートアップ企業、一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む企業に対して、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本金ローンの仕組みを創設・供給を図ることで、民間金融機関からの円滑な金融支援を促し、事業の再生継続・成長を支援する。

【主な貸付条件】

- 貸付対象者: 新型コロナウイルス感染症の影響を受けているスタートアップ企業、企業再建に取り組む企業、等
- 貸付限度額: 別枠7,200万円
- 貸付期間: 5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)

生活衛生関係営業ガイドライン実施促進事業

令和2年度第二次補正予算案： 4.3億円

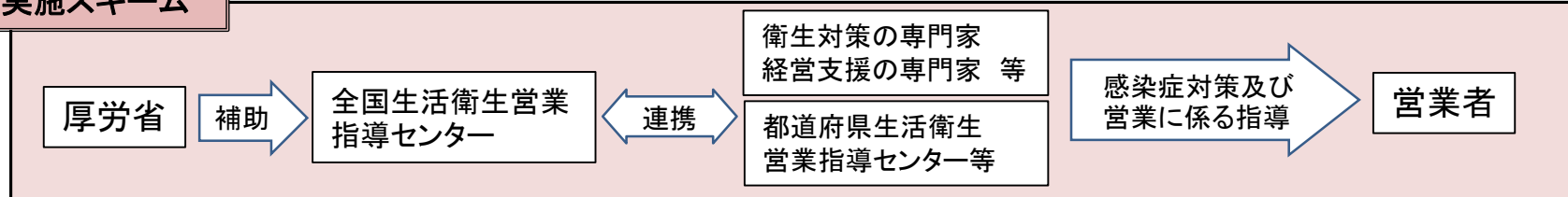
事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための「新しい生活様式」が5月4日に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において提言されたところである。国民生活に密着した営業である生活衛生関係営業では、本提言に沿って感染拡大予防のためのガイドラインの策定を行っているところだが、営業者が本ガイドラインを遵守しつつ、力強く経済活動を行えるよう支援する。

事業概要

新型コロナウイルス感染症対策の徹底と生活衛生関係営業の振興を目的として、生活衛生関係営業者がガイドラインに沿った適切な衛生対策を行いつつ、「新しい生活様式」を踏まえた経営スタイルに移行できるよう、衛生対策と経営支援の専門家等を派遣し助言・指導を行う。実践の好事例についてはホームページ等を通じて全国に周知し、業界全体への普及を図る。

実施スキーム



実施要件

(目)生活衛生関係営業対策事業費補助金
補助先:全国生活衛生営業指導センター
補助率:定額(10/10)

【経費内訳】

①専門家等派遣経費 : 375百万円
②ガイドライン実践経費 : 57百万円